

令和5年 No.13

- 東京学芸大学学生諸手続等規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則の制定
- 東京学芸大学教育学部総合教育科学系運営委員会要項等の一部を改正する要項の制定
- 国費外国人留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せ等の一部を改正する申合せの制定
- 国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い等の一部を改正する取扱いの制定
- プロフェッショナル・ディベロップメント（PD）に関する基本方針等の一部を改正する基本方針の制定
- 国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領の制定
- 東京学芸大学防災基本指針の一部を改正する指針の制定
- 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン等の一部を改正するガイドラインの制定
- 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシーの制定
- 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポインシデント対応手順書の一部を改正する手順書の制定

#### 改正理由

令和5年度からの学部教育組織の再編並びに教授会の組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編並びに大学院教育学研究科講座組織の担当変更並びに副学長の職務分担及び事務職員の職務の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

令和5年度からの学部教育組織の再編並びに教授会の組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編並びに大学院教育学研究科講座組織の担当変更並びに副学長の職務分担及び事務職員の職務の見直し並びに字句修正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学学生諸手続等規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第11号

東京学芸大学学生諸手続等規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月26日制定）
- (2) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (4) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）
- (5) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (9) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (14) 国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）
- (15) 東京学芸大学情報セキュリティ会議規程（平成22年規程第30号）
- (16) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）
- (17) 東京学芸大学附属学校研究会規程（平成24年規程第4号）
- (18) 国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第9号）
- (19) 国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年規程第14号）
- (20) 東京学芸大学メールマガジン発行規程（平成24年規程第34号）
- (21) 国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程（平成27年規程第6号）
- (22) 東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程（平成29年規程第11号）
- (23) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）
- (24) 国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程（令和2年規程第5号）
- (25) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応チーム（TGU-CSIRT）運営規程（令和2年規程第7号）
- (26) 国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程（令和3年規程第1号）
- (27) 東京学芸大学国費外国人留学生規程（令和3年規程第14号）

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規則第4号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (3) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学旅費規則（平成16年規則第14号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学物品管理規則（平成16年規則第39号）
- (7) 東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）

東京学芸大学教育学部総合教育科学系運営委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

東京学芸大学教育学部総合教育科学系運営委員会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教育学部総合教育科学系運営委員会要項（平成12年4月1日制定）
- (2) 東京学芸大学教育学部人文社会科学系運営委員会要項（平成12年4月1日制定）
- (3) 東京学芸大学教育学部自然科学系運営委員会要項（平成12年4月1日制定）
- (4) 東京学芸大学教育学部芸術・スポーツ科学系運営委員会要項（平成12年4月1日制定）
- (5) 心理的支援のための専門委員要項（平成16年3月4日制定）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (8) 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項（平成20年4月16日制定）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項（平成22年3月4日制定）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項（平成22年3月4日制定）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年3月17日制定）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項（平成23年3月17日制定）
- (14) 東京学芸大学自動車入構要項（平成23年7月7日制定）
- (15) 国立大学法人東京学芸大学営利企業役員等兼業審査会要項（平成25年4月1日制定）
- (16) 男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員に関する要項（平成27年4月23日制定）
- (17) 東京学芸大学転類等に関する取扱要項（平成28年1月14日制定）
- (18) 東京学芸大学再入学に関する要項（平成29年3月23日制定）
- (19) 東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）
- (20) 国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項（令和3年3月25日制定）
- (21) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項（令和4年6月9日制定）

国費外国人留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せ等の一部を改正する申合せを次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国費外国人留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せ等の一部を改正する申合せ

次に掲げる申合せの一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国費外国人留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せ（平成19年3月28日制定）
- (2) 修士論文日本語添削支援制度に関する申合せ（平成21年11月4日制定）
- (3) 外国人留学生チューター制度に関する申合せ（平成22年3月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い等の一部を改正する取扱いを次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い等の一部を改正する取扱い

次に掲げる取扱いの一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い（平成16年3月3日制定）
- (2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター非常勤講師（特命講師）の取扱いについて（平成20年2月6日制定）
- (3) 東京学芸大学 e-Learning 推進事業専門技術職員の取扱い（平成21年4月1日制定）
- (4) 教育実習及び教職実践演習特例措置に関する取扱いについて（平成25年9月25日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理に係る取扱い（平成31年3月12日制定）
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策室の設置について（令和2年5月15日制定）

プロフェッショナル・ディベロップメント（PD）に関する基本方針等の一部を改正する基本方針を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

プロフェッショナル・ディベロップメント（PD）に関する基本方針等の一部を  
改正する基本方針

次に掲げる基本方針の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) プロフェッショナル・ディベロップメント（PD）に関する基本方針（平成30年4月19日制定）
- (2) デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針（令和3年7月16日制定）

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年3月17日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。



東京学芸大学防災基本指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

東京学芸大学防災基本指針の一部を改正する指針

東京学芸大学防災基本指針（平成19年3月29日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン等の一部を改正するガイドラインを次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン等の一部を改正する  
ガイドライン

次に掲げるガイドラインの一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン（平成17年12月21日制定）
- (2) 東京学芸大学国費外国人留学生の資格外活動許可申請についてのガイドライン（令和4年3月3日制定）

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシーを次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシー

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー（平成17年12月21日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポインシデント対応手順書の一部を改正する手順書を次のように制定する。

令和5年3月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポインシデント対応手順書の一部を  
改正する手順書

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポインシデント対応手順書（令和2年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(課程の変更等)</p> <p>第14条 学則第23条により、課程の変更又は専攻、<u>コース及びプログラムの変更</u>を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第14条の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(課程の変更等)</p> <p>第14条 学則第23条により、課程の変更又は専攻、<u>選修及びコースの変更</u>を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																								
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理指導責任者)</p> <p>第7条 有害廃棄物管理指導責任者は、別表第2に掲げる部局、講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各1名とし、次の職務を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">部局</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">講座</th> <th style="width: 50%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大学教育研究基盤センター機構</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>現職教員支援センター機構</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			<u>大学教育研究基盤センター機構</u>						<u>現職教員支援センター機構</u>			<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理指導責任者)</p> <p>第7条 有害廃棄物管理指導責任者は、別表第2に掲げる部局、講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各1名とし、次の職務を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">部局</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">講座</th> <th style="width: 50%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>留学生センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保健管理センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ICTセンター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学生支援センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>環境教育研究センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			<u>留学生センター</u>			<u>保健管理センター</u>			<u>ICTセンター</u>			<u>学生支援センター</u>			<u>環境教育研究センター</u>		
部局		学部・大学院の研究組織																																							
	講座	分野																																							
〔省略〕																																									
<u>大学教育研究基盤センター機構</u>																																									
<u>現職教員支援センター機構</u>																																									
部局	学部・大学院の研究組織																																								
	講座	分野																																							
〔省略〕																																									
<u>留学生センター</u>																																									
<u>保健管理センター</u>																																									
<u>ICTセンター</u>																																									
<u>学生支援センター</u>																																									
<u>環境教育研究センター</u>																																									

			<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>		
			<u>理科教員高度支援センター</u>		
先端教育人材育成推進機構			先端教育人材育成推進機構		
〔省略〕			〔省略〕		
〔省略〕			〔省略〕		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>					

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>



東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>第1条の4 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 <u>機構</u>は、構成分野となることができる。 (教職大学院に置く講座)</p> <p>第1条の5 教職大学院に教育実践創成講座（以下この条において「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座は、<u>教職大学院長</u>が統括する。</p> <p>3・4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>第1条の4 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 <u>センター及び機構</u>は、構成分野となることができる。 (教職大学院に置く講座)</p> <p>第1条の5 教職大学院に教育実践創成講座（以下この条において「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座は、<u>総合教育科学系長</u>が統括する。</p> <p>3・4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																		
<p>〔省略〕</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 別表に定める部局の長は、当該部局における毒物等の管理を総括し、事故等の防止に努めなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局の長</th> <th style="text-align: center;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大学教育研究基盤センター機構長</u></td> <td><u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>現職教員支援センター機構長</u></td> <td><u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>先端教育人材育成推進機構長</u></td> <td><u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕		<u>大学教育研究基盤センター機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>現職教員支援センター機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>先端教育人材育成推進機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 別表に定める部局の長は、当該部局における毒物等の管理を総括し、事故等の防止に努めなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局の長</th> <th style="text-align: center;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>留 学 生 セ ン タ ー 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>保 健 管 理 セ ン タ ー 所 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 所 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>I C T セ ン タ ー 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>理 科 教 員 高 度 支 援 セ ン タ ー 長</u></td> <td><u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td><u>先端教育人材育成推進機構長</u></td> <td><u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕		<u>留 学 生 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>保 健 管 理 セ ン タ ー 所 長</u>	<u>セ ン タ ー 所 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>I C T セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>理 科 教 員 高 度 支 援 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>	<u>先端教育人材育成推進機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>	〔省略〕	
部局の長	毒物等管理責任者																																		
〔省略〕																																			
<u>大学教育研究基盤センター機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>現職教員支援センター機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>先端教育人材育成推進機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
〔省略〕																																			
部局の長	毒物等管理責任者																																		
〔省略〕																																			
<u>留 学 生 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>保 健 管 理 セ ン タ ー 所 長</u>	<u>セ ン タ ー 所 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>I C T セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>理 科 教 員 高 度 支 援 セ ン タ ー 長</u>	<u>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
<u>先端教育人材育成推進機構長</u>	<u>機 構 長 が 指 名 す る 者</u>																																		
〔省略〕																																			

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、<u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																						
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局（経営企画室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(保護担当者)</p> <p>第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大学教育研究基盤センター機構</u></td> <td><u>学系支援課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>現職教員支援センター機構</u></td> <td><u>学系支援課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>	<u>現職教員支援センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局（経営企画室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(保護担当者)</p> <p>第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>留学生センター</u></td> <td><u>国際課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健管理センター</u></td> <td><u>学生課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>ICTセンター</u></td> <td><u>情報基盤課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>学生支援センター</u></td> <td><u>学生課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>環境教育研究センター</u></td> <td><u>学系支援課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		<u>留学生センター</u>	<u>国際課長</u>	<u>保健管理センター</u>	<u>学生課長</u>	<u>ICTセンター</u>	<u>情報基盤課長</u>	<u>学生支援センター</u>	<u>学生課長</u>	<u>環境教育研究センター</u>	<u>学系支援課長</u>
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕																							
<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>																						
<u>現職教員支援センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>																						
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕																							
<u>留学生センター</u>	<u>国際課長</u>																						
<u>保健管理センター</u>	<u>学生課長</u>																						
<u>ICTセンター</u>	<u>情報基盤課長</u>																						
<u>学生支援センター</u>	<u>学生課長</u>																						
<u>環境教育研究センター</u>	<u>学系支援課長</u>																						

		<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>	<u>学系支援課長</u>
		<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>学系支援課長</u>
先端教育人材育成推進機構	先端教育推進課長	先端教育人材育成推進機構	先端教育推進課長
[省略]		[省略]	
[省略]		[省略]	
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>			



国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 部局 事務局, 経営企画室, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, <u>大学教育研究基盤センター機構, 現職教員支援センター機構, 先端教育人材育成推進機構, 教育インキュベーション推進機構, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 部局 事務局, 経営企画室, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, <u>留学生センター, 保健管理センター, ICTセンター, 学生支援センター, 環境教育研究センター, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 理科教員高度支援センター, 先端教育人材育成推進機構, 教育インキュベーション推進機構, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
(推進員)			(推進員)		
第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。			第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。		
2 〔省略〕			2 〔省略〕		
〔省略〕			〔省略〕		
別表（第7条第1項関係）			別表（第7条第1項関係）		
部 局	推 進 員	備 考	部 局	推 進 員	備 考
事務局	学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長	経営企画室，監査室，附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。	事務局	学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長	経営企画室，監査室，附属図書館， <u>学生支援センター</u> ， <u>先端教育人材育成推進機構</u> ， <u>教育インキュベーション推進機構</u> 及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行		総合教育科学系	学系長代行	<u>留学生センター</u> ， <u>保健管理センター</u> ， <u>ICTセンター</u> ， <u>環境教育研究センター</u> ， <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> を含む。
〔省略〕			〔省略〕		
自然科学系	学系長代行	<u>放射性同位元素総合施設</u> を含む。	自然科学系	学系長代行	<u>放射性同位元素総合施設</u> 及び <u>理科教員高度支援センター</u> を含む。
芸術・スポーツ科学系長	学系長代行		芸術・スポーツ科学系長	学系長代行	
<u>大学教育研究基盤センター</u>	<u>機構長代行</u>				
<u>現職教員支援センター</u>	<u>機構長代行</u>				

<u>先端教育人材育成推進機構</u>	<u>機構長代行</u>				
<u>教育インキュベーション推進機構</u>	<u>機構長代行</u>				
附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）		附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）	
<u>附 則</u> <u>この規程は，令和5年4月1日から施行する。</u>					

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、教職大学院、大学院            連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員            支援センター機構</u>、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機            構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学            校運営部をいう。</p> <p>(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、教職大学院、大学院            連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>留学生センター、保健管理センター、I C            Tセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨            床サポートセンター、理科教員高度支援センター</u>、先端教育人材育成推進機構、            教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処            理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学情報セキュリティ会議規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 情報セキュリティ会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者）</li> <li>(2) 学系長（部局情報セキュリティ管理責任者）</li> <li>(3) <u>ICT／情報基盤センター長</u>（全学システム管理責任者）</li> <li>(4) 附属学校運営部長</li> <li>(5) 事務局長</li> <li>(6) 学長が委嘱する教員 若干名</li> <li>(7) 学長が委嘱する事務職員 若干名</li> </ol> <p>(議長等)</p> <p>第5条 情報セキュリティ会議に議長及び副議長を置き、議長は情報を所掌する副学長を、副議長は<u>ICT／情報基盤センター長</u>をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 議長は、情報セキュリティ会議を招集する。</li> <li>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 情報セキュリティ会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者）</li> <li>(2) 学系長（部局情報セキュリティ管理責任者）</li> <li>(3) <u>ICTセンター長</u>（全学システム管理責任者）</li> <li>(4) 附属学校運営部長</li> <li>(5) 事務局長</li> <li>(6) 学長が委嘱する教員 若干名</li> <li>(7) 学長が委嘱する事務職員 若干名</li> </ol> <p>(議長等)</p> <p>第5条 情報セキュリティ会議に議長及び副議長を置き、議長は情報を所掌する副学長を、副議長は<u>ICTセンター長</u>をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 議長は、情報セキュリティ会議を招集する。</li> <li>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>大学院連合学校教育学研究科</u>、<u>事務局</u>、<u>経営企画室</u>、<u>監査室</u>、<u>附属学校運営部</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>大学院連合学校教育学研究科</u>、<u>事務局</u>、<u>経営企画室</u>、<u>監査室</u>、<u>附属学校運営部</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属学校研究会規程の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(研究部会)</p> <p>第9条 研究会に、研究部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会は、会員及び研究推進委員会が必要と認めた者で構成し、附属学校教員及び大学教員は、部会に一つ以上所属するものとする。ただし、大学教員にあっては、研究分野の特性等により、特定の部会に所属することが困難な場合は、学系長（<u>機構</u>にあっては、<u>機構の長</u>）の了承を得て、部会に所属しないことができる。</p> <p>3～9 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(研究部会)</p> <p>第9条 研究会に、研究部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会は、会員及び研究推進委員会が必要と認めた者で構成し、附属学校教員及び大学教員は、部会に一つ以上所属するものとする。ただし、大学教員にあっては、研究分野の特性等により、特定の部会に所属することが困難な場合は、学系長（<u>センター</u>にあっては、<u>センターの長</u>）の了承を得て、部会に所属しないことができる。</p> <p>3～9 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>



国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																																
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>（東京学芸大学ウェブサイト）</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1) オフィシャル・ウェブサイトは、https://www.u-gakugei.ac.jp/で始まるURLをもつもの（https://www.u-gakugei.ac.jp/~が付くものを除く。）とする。</p> <p>(2) その他のウェブサイトとは、https://www.u-gakugei.ac.jp/~を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとする。</p> <p>3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 （臨時公式ウェブサイト）</p> <p>第3条 災害及びICT/情報基盤センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト（https://sites.google.com/site/gakugeiweb/）を設置し、国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部（以下「推進本部」という。）が運営・管理する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">第2条第2項第1項</th> <th colspan="2">第2条第2項第2項</th> </tr> <tr> <th>区分（※1）</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバ管理責任（※2）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>ICT/情報基盤センター</u></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>		第2条第2項第1項			第2条第2項第2項		区分（※1）	I	II	III	IV	V	サーバ管理責任（※2）	<u>ICT/情報基盤センター</u>					〔省略〕						<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>（東京学芸大学ウェブサイト）</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1) オフィシャル・ウェブサイトは、https://www.u-gakugei.ac.jp/で始まるURLをもつもの（https://www.u-gakugei.ac.jp/~が付くものを除く。）とする。</p> <p>(2) その他のウェブサイトとは、https://www.u-gakugei.ac.jp/~を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとする。</p> <p>3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 （臨時公式ウェブサイト）</p> <p>第3条 災害及びICTセンターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト（https://sites.google.com/site/gakugeiweb/）を設置し、国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部（以下「推進本部」という。）が運営・管理する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">第2条第2項第1項</th> <th colspan="2">第2条第2項第2項</th> </tr> <tr> <th>区分（※1）</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバ管理責任（※2）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>ICTセンター（情報システム室）</u></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>		第2条第2項第1項			第2条第2項第2項		区分（※1）	I	II	III	IV	V	サーバ管理責任（※2）	<u>ICTセンター（情報システム室）</u>					〔省略〕					
	第2条第2項第1項			第2条第2項第2項																																													
区分（※1）	I	II	III	IV	V																																												
サーバ管理責任（※2）	<u>ICT/情報基盤センター</u>																																																
〔省略〕																																																	
	第2条第2項第1項			第2条第2項第2項																																													
区分（※1）	I	II	III	IV	V																																												
サーバ管理責任（※2）	<u>ICTセンター（情報システム室）</u>																																																
〔省略〕																																																	

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報を所掌する副学長</li> <li>(2) 学生支援を所掌する副学長</li> <li>(3) <u>ICT／情報基盤センターの業務を担当する専任教員</u></li> <li>(4) 情報基盤課副課長</li> <li>(5) 学務課副課長</li> <li>(6) キャリア支援課副課長</li> <li>(7) 総務課広報・基金室長</li> <li>(8) その他委員長が必要と認めた者</li> </ol> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報を所掌する副学長</li> <li>(2) 学生支援を所掌する副学長</li> <li>(3) <u>ICTセンター専任教員</u></li> <li>(4) 情報基盤課副課長</li> <li>(5) 学務課副課長</li> <li>(6) キャリア支援課副課長</li> <li>(7) 総務課広報・基金室長</li> <li>(8) その他委員長が必要と認めた者</li> </ol> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 部局等 事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，<u>大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構</u>，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び 附属学校運営部をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 部局等 事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，<u>留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター</u>，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長</p> <p>(2) 学長が指名する教員</p> <p><u>(3)</u> その他第5条第1項の室長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(キャンパス・アジア事業推進委員会)</p> <p>第7条 推進室にキャンパス・アジア事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(3) 副室長</p> <p><u>(4)</u> 国際戦略推進本部長が指名する国際戦略推進本部長 2名</p> <p><u>(5)</u> 修士課程を所掌する副学長が指名する大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p><u>(6)</u> 国際課長</p> <p><u>(7)</u> その他室長が必要と認めた者 若干名</p> <p>5 <u>前項第7号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長</p> <p>(2) 学長が指名する教員</p> <p><u>(3) 専任教員</u></p> <p><u>(4)</u> その他第5条第1項の室長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(キャンパス・アジア事業推進委員会)</p> <p>第7条 推進室にキャンパス・アジア事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(3) 副室長</p> <p><u>(4) 推進室に所属する専任教員</u></p> <p><u>(5)</u> 国際戦略推進本部長が指名する国際戦略推進本部長 2名</p> <p><u>(6)</u> 修士課程を所掌する副学長が指名する大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p><u>(7)</u> 国際課長</p> <p><u>(8)</u> その他室長が必要と認めた者 若干名</p> <p>5 <u>前項第8号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

〔省略〕

(事務)

第10条 推進室に関する事務は、関係各部課の協力を得て学務部国際課が処理する。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〔省略〕

(庶務)

第10条 推進室の庶務は、関係各部課の協力を得て学務部国際課が処理する。

〔省略〕

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(3) [省略] (4)「部局長」とは、業務従事者が所属する<u>学系及び機構の長</u>をいう。 (5) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(3) [省略] (4)「部局長」とは、業務従事者が所属する<u>学系、センター及び機構の長</u>をいう。 (5) [省略]</p> <p>[省略]</p>



東京学芸大学学術指導取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科、各附属学校及び附属学校運営部</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「部局」とは、各学系、<u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科、各附属学校及び附属学校運営部</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応チーム（TGU-CSIRT）運営規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 TGU-CSIRT は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>ICT／情報基盤センターの業務を担当する専任教員</u></p> <p>(2) 情報基盤課長</p> <p>(3) 情報基盤課職員</p> <p>(4) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認めた者 若干名</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 TGU-CSIRT は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>ICTセンター専任教員</u></p> <p>(2) 情報基盤課長</p> <p>(3) 情報基盤課職員</p> <p>(4) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認めた者 若干名</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「部局」とは、各学系、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「部局」とは、各学系、<u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国費外国人留学生規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(指導教員)</p> <p>第5条 国費外国人留学生に対し、修学及び研究指導に当たるための指導教員を置く。</p> <p>2 指導教員は、国費外国人留学生の区分により、次の各号に掲げる組織が定めるものとする。</p> <p>(1) 研究留学生（課程の終了を目的としない者に限る。）及び教員研修留学生大学院教育学研究科各専攻</p> <p>(2) 日本語・日本文化研修留学生 <u>国際交流／留学生センター</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修等)</p> <p>第11条 教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生（以下「研修留学生」という。）の研修プログラムは、<u>東京学芸大学国際交流／留学生センター</u>が別に定める。</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(指導教員)</p> <p>第5条 国費外国人留学生に対し、修学及び研究指導に当たるための指導教員を置く。</p> <p>2 指導教員は、国費外国人留学生の区分により、次の各号に掲げる組織が定めるものとする。</p> <p>(1) 研究留学生（課程の終了を目的としない者に限る。）及び教員研修留学生大学院教育学研究科各専攻</p> <p>(2) 日本語・日本文化研修留学生 <u>留学生センター</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修等)</p> <p>第11条 教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生（以下「研修留学生」という。）の研修プログラムは、<u>東京学芸大学留学生センター</u>が別に定める。</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，<u>大学教育研究基盤センター機構長，現職教員支援センター機構長，先端教育人材育成推進機構長，教育インキュベーション推進機構長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</u></p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，<u>留学生センター長，保健管理センター所長，ICTセンター長，学生支援センター長，環境教育研究センター長，特別支援教育・教育臨床サポートセンター長，理科教員高度支援センター長，先端教育人材育成推進機構長，教育インキュベーション推進機構長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</u></p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(用語の定義)					(用語の定義)				
第2条 〔省略〕					第2条 〔省略〕				
2 この規則において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、 <u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u> 、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。					2 この規則において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、 <u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター</u> 、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。				
3 〔省略〕					3 〔省略〕				
(公印の種類、公印管守責任者等)					(公印の種類、公印管守責任者等)				
第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。					第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
	種 類	〔 寸法 ミリメー トル平方 〕	公印管守責任 者	公印管守担当 者		種 類	〔 寸法 ミリメー トル平方 〕	公印管守責任 者	公印管守担当 者
〔省略〕					〔省略〕				
役 職 印	〔省略〕 <u>東京学芸大学センター長</u>	〔省略〕 23	〔省略〕 <u>総務課長</u>	〔省略〕 <u>法規係長</u>	役 職 印	〔省略〕 <u>留学生センター長</u> <u>保健管理センター所長</u> <u>ICTセンター長</u> <u>学生支援センター長</u> <u>環境教育研究センター長</u>	〔省略〕 23 <u>23</u> <u>23</u> <u>23</u> <u>23</u>	〔省略〕 <u>国際課長</u> <u>総務課長</u> <u>情報基盤課長</u> <u>総務課長</u> <u>学系支援課長</u>	〔省略〕 <u>短期留学係長</u> <u>法規係長</u> <u>情報基盤係長</u> <u>法規係長</u> <u>学系第三係長</u>

					<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</u>	<u>23</u>	<u>学系支援課長</u>	<u>学系第三係長</u>
					<u>理科教員高度支援センター長</u>	<u>23</u>	<u>学系支援課長</u>	<u>学系第二係長</u>
					<u>教育インキュベーションセンター長</u>	<u>23</u>	<u>総務課長</u>	<u>法規係長</u>
					<u>こどもの学び困難支援センター長</u>	<u>23</u>	<u>総務課長</u>	<u>法規係長</u>
	放射線同位元素実験施設長 〔省略〕	23 〔省略〕	学系支援課長 〔省略〕	学系第二係長 〔省略〕	放射線同位元素実験施設長 〔省略〕	23 〔省略〕	学系支援課長 〔省略〕	学系第二係長 〔省略〕
〔省略〕					〔省略〕			
<p><u>附 則</u>  <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>								

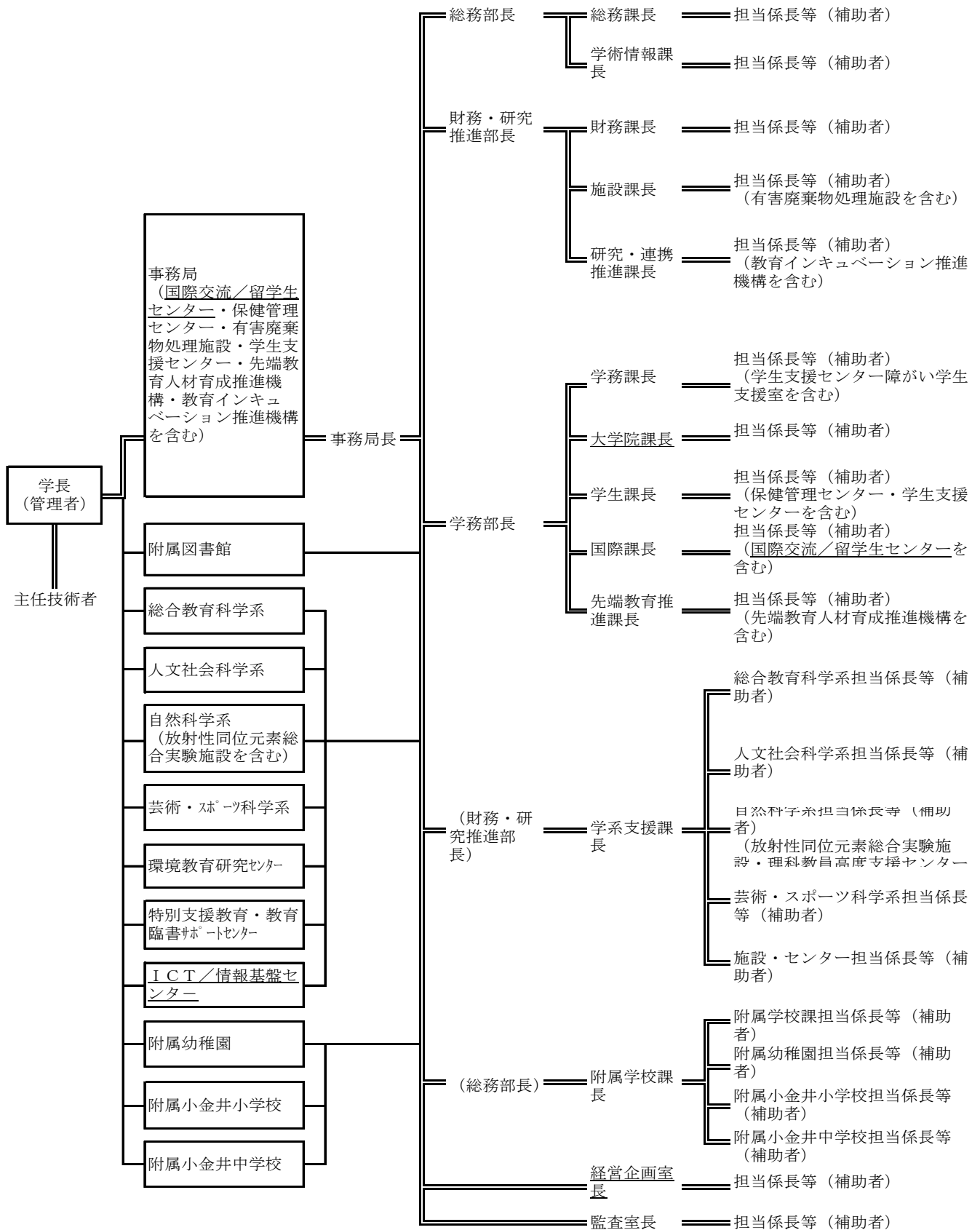
東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(保安業務の分掌等)</p> <p>第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1 〔別紙B参照〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(保安業務の分掌等)</p> <p>第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1 〔別紙A参照〕</p> <p>〔省略〕</p>

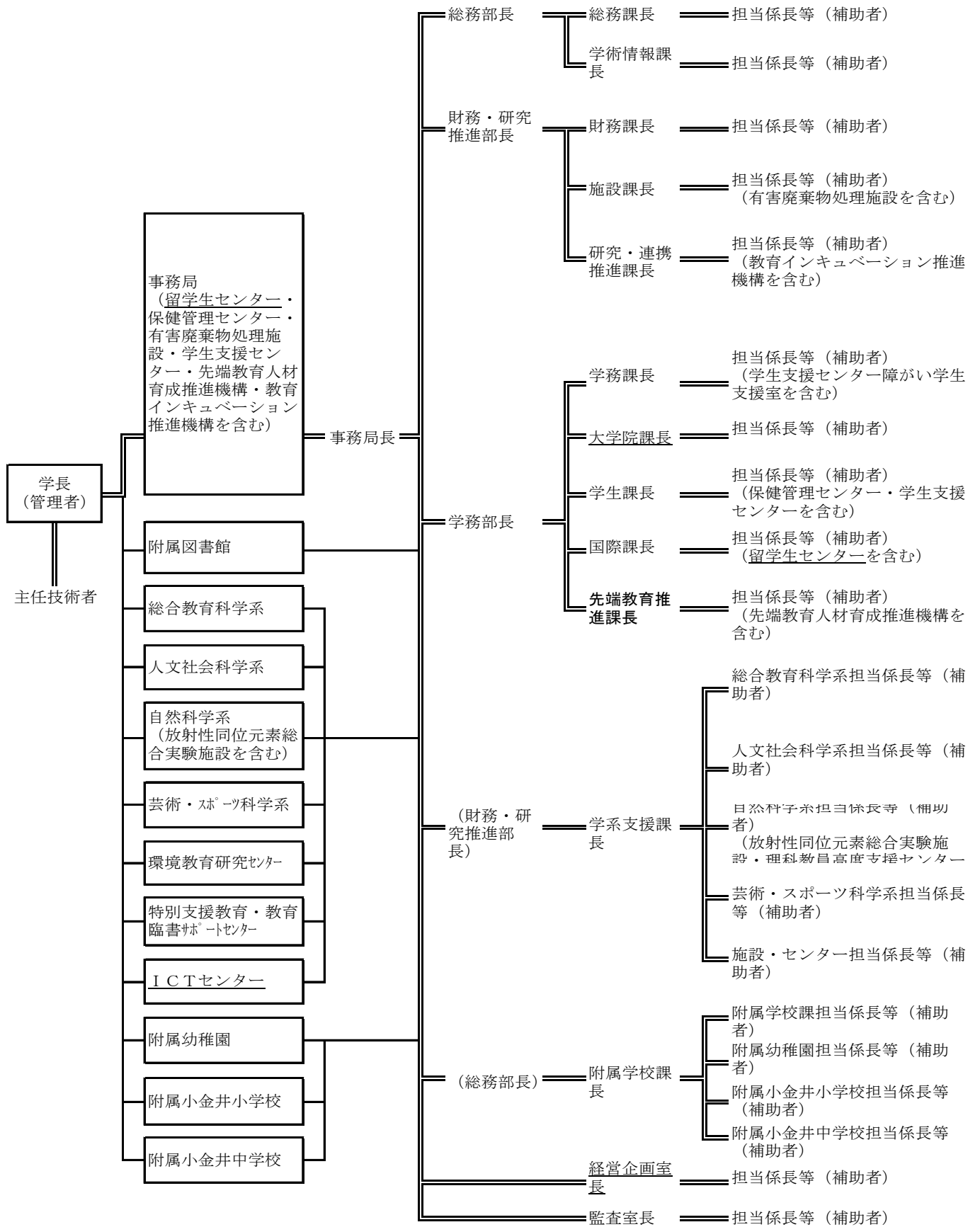


組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。  
 (2) 組織系統を示す。  
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。  
 (2) 組織系統を示す。  
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
(用語の意義)				(用語の意義)			
第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。				第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。			
(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。				(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。			
(2)～(9) 〔省略〕				(2)～(9) 〔省略〕			
2・3 〔省略〕				2・3 〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分				旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分			
旅行命令権者	権限の受任者	範 囲		旅行命令権者	権限の受任者	範 囲	
		旅行命令	旅行依頼			旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長	〔省略〕			東京学芸大学長	〔省略〕		
	附属図書館長	附属図書館に所属する職員			附属図書館長	附属図書館に所属する職員	
	各機構長	各機構に所属する職員			各センター長	各センターに所属する職員	
	〔省略〕				各機構長	各機構に所属する職員	
	〔省略〕				〔省略〕		
〔省略〕				〔省略〕			
附 則				〔省略〕			
この規則は、令和5年4月1日から施行する。							

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕  (資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については、別表第3のとおりとする。  〔省略〕				〔省略〕  (資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については、別表第3のとおりとする。  〔省略〕			
別表第2				別表第2			
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
事務局（1）	事務局長	各課長, 経営企画室長, 監査室長, <u>機構長</u> , 施設長	各庶務担当係長	事務局（1）	事務局長	各課長, 経営企画室長, 監査室長, <u>センター長</u> , 施設長	各庶務担当係長
〔省略〕				〔省略〕			
<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	<u>機構長</u>	<u>機構長</u> が指名する者	担当係長	<u>留学生センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	担当係長
				<u>保健管理センター</u>	<u>所長</u>	<u>所長</u> が指名する者	<u>担当係長</u>
				<u>I C Tセンター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	<u>担当係長</u>
				<u>学生支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	<u>担当係長</u>
<u>現職教員支援センター機構</u>	<u>機構長</u>	<u>機構長</u> が指名する者	担当係長	<u>環境教育研究センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	担当係長
				<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	<u>担当係長</u>

先端教育人材育成推進機構	機構長	機構長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第3

部 局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	
<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	小金井校口座のうち、現に <u>大学教育研究基盤センター機構</u> で使用している不動産
<u>現職教員支援センター機構</u>	小金井校口座のうち、現に <u>現職教員支援センター機構</u> で使用している不動産
先端教育人材育成推進機構	小金井校口座のうち、現に先端教育人材育成推進機構で使用している不動産
〔省略〕	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>
先端教育人材育成推進機構	機構長	機構長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第3

部 局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	
<u>留学生センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>留学生センター</u> で使用している不動産
<u>保健管理センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>保健管理センター</u> で使用している不動産
<u>ICTセンター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>ICTセンター</u> で使用している不動産
<u>学生支援センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>学生支援センター</u> で使用している不動産
<u>環境教育研究センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>環境教育研究センター</u> で使用している不動産
<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> で使用している不動産
<u>理科教員高度支援センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>理科教員高度支援センター</u> で使用している不動産
先端教育人材育成推進機構	小金井校口座のうち、現に先端教育人材育成推進機構で使用している不動産
〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6)「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、経営企画室及び監査室にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、各施設・機構にあつては、各施設・機構の長、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6)「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、経営企画室及び監査室にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、各施設・<u>センター</u>・機構にあつては、各施設・<u>センター</u>・機構の長、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(研究室貸出し)</p> <p>第12条 <u>本学の学系、講座、機構等の教員組織及び大学教員</u>（以下「研究室等」という。）は、研究及び教育上、次に掲げる資料を常時必要とするときは、研究室貸出し（研究室等備付資料として貸し出すことをいう。以下同じ。）を受けすることができる。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(研究室貸出し)</p> <p>第12条 <u>本学の学系、施設・センター、講座等の教員組織及び大学教員</u>（以下「研究室等」という。）は、研究及び教育上、次に掲げる資料を常時必要とするときは、研究室貸出し（研究室等備付資料として貸し出すことをいう。以下同じ。）を受けすることができる。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>I C Tセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>



国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、<u>附属学校運営部及び各附属学校</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、<u>附属学校運営部及び各附属学校</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育学部総合教育科学系運営委員会要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部総合教育科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ（平成16年3月22日制定）第5項及び東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）第24条</u>に基づき、総合教育科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、総合教育科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部総合教育科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ第6項及び東京学芸大学教育学部運営規程第22条</u>に基づき、総合教育科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、総合教育科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教育学部人文社会科学系運営委員会要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部人文社会科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ（平成16年3月22日制定）第5項及び東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）第24条</u>に基づき、人文社会科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、人文社会科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部人文社会科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ第6項及び東京学芸大学教育学部運営規程第22条</u>に基づき、人文社会科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、人文社会科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教育学部自然科学系運営委員会要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部自然科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ（平成16年3月22日制定）第5項及び東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）第24条</u>に基づき、自然科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、自然科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部自然科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ第6項及び東京学芸大学教育学部運営規程第22条</u>に基づき、自然科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、自然科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育学部芸術・スポーツ科学系運営委員会要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部芸術・スポーツ科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ（平成16年3月22日制定）第5項及び東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）第24条</u>に基づき、芸術・スポーツ科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、芸術・スポーツ科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育学部芸術・スポーツ科学系に、<u>東京学芸大学教授会運営に関する申合せ第6項及び東京学芸大学教育学部運営規程第22条</u>に基づき、芸術・スポーツ科学系教授会（以下「教授会」という。）並びに運営等について協議するため、芸術・スポーツ科学系運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p>

心理的支援のための専門委員要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴う並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、東京学芸大学キャンパスライフ委員会<u>第9条第2項</u>の規定に基づき、心理的支援のための専門委員（以下「専門委員」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2 専門委員は、人権侵害等に関連した申し立てや相談の申立人（以下「申立人」という。）並びに加害者として申し立てられている者（以下「被申立人」という。）を心理的に支援するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 申立人が、睡眠障害、身体症状、抑うつ、無気力、不安等の心身の不調を既に訴えている場合に、適切な心理的ケアを提供する。</p> <p>(2) 調査委員会が設置された場合に、申立人及び被申立人に対して、必要な心理的サポートを提供する。</p> <p>(3) キャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）に対して、必要に応じて専門的な助言を行う。</p> <p>2 専門委員は、<u>東京学芸大学キャンパスライフ委員会（以下「委員会」という。）</u>との適切な連携を図りつつ、前項各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(専門委員)</p> <p>第3 専門委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) <u>保健管理センターの業務を担当する専任教員</u></p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、東京学芸大学キャンパスライフ委員会（以下「委員会」という。）<u>第8条第2項</u>の規定に基づき、心理的支援のための専門委員（以下「専門委員」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2 専門委員は、人権侵害等に関連した申し立てや相談の申立人（以下「申立人」という。）並びに加害者として申し立てられている者（以下「被申立人」という。）を心理的に支援するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 申立人が、睡眠障害、身体症状、抑うつ、無気力、不安等の心身の不調を既に訴えている場合に、適切な心理的ケアを提供する。</p> <p>(2) 調査委員会が設置された場合に、申立人及び被申立人に対して、必要な心理的サポートを提供する。</p> <p>(3) キャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）に対して、必要に応じて専門的な助言を行う。</p> <p>2 専門委員は、<u>委員会</u>との適切な連携を図りつつ、前項各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(専門委員)</p> <p>第3 専門委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) <u>保健管理センターに所属する教員</u></p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは、事務局、経営企画室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、<u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>



東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学士課程を所掌する副学長</li> <li>(2) 各学系から選出された教員 各3名</li> <li>(3) 先端教育人材育成推進機構において主に教育実習に係る業務を担当する教員</li> <li>(4) <u>保健管理センターの業務を担当する専任教員</u> 1名</li> <li>(5) 附属学校運営参事</li> <li>(6) 附属学校の教育実習主任 12名</li> <li>(7) 第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</li> <li>(8) 学務課長</li> </ol> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学士課程を所掌する副学長</li> <li>(2) 各学系から選出された教員 各3名</li> <li>(3) 先端教育人材育成推進機構において主に教育実習に係る業務を担当する教員</li> <li>(4) <u>保健管理センターから選出された教員</u> 1名</li> <li>(5) 附属学校運営参事</li> <li>(6) 附属学校の教育実習主任 12名</li> <li>(7) 第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</li> <li>(8) 学務課長</li> </ol> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，経営企画室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(情報化統括責任者補佐)</p> <p>第3条 本学に、情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置く。</p> <p>2 CIO補佐は、専門的知見をもってCIOを補佐するものとする。</p> <p>3 CIO補佐は、<u>ICT／情報基盤センター長</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(情報化統括責任者補佐)</p> <p>第3条 本学に、情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置く。</p> <p>2 CIO補佐は、専門的知見をもってCIOを補佐するものとする。</p> <p>3 CIO補佐は、<u>ICTセンター長</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 情報化統括責任者（以下「CIO」という。）</p> <p>(2) 情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）</p> <p>(3) <u>ICT／情報基盤センターの業務を担当する専任教員</u></p> <p>(4) TGU-CSIRT 責任者</p> <p>(5) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(6) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(7) 情報基盤課長</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 情報化統括責任者（以下「CIO」という。）</p> <p>(2) 情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）</p> <p>(3) <u>ICTセンター専任教員</u></p> <p>(4) TGU-CSIRT 責任者</p> <p>(5) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(6) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(7) 情報基盤課長</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 2名</p> <p>(2) <u>国際交流/留学生センター長</u></p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) 国際課長</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 2名</p> <p>(2) <u>留学生センター長</u></p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) 国際課長</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局、経営企画室、監査室、各学系、附属図書館、<u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学自動車入構要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第14条 学系長、<u>教職大学院長</u>、<u>機構長</u>、附属学校長及び事務局長は、臨時自動車入構届を定期的に検査し、不正入構の防止に努めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第14条 学系長、附属学校長及び事務局長は、臨時自動車入構届を定期的に検査し、不正入構の防止に努めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学営利企業役員等兼業審査会要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者が学系に所属する者であるとき</u>  <u>審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) 総務を所掌する副学長</p> <p>(2) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する<u>学系の学系長</u></p> <p>(3) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する<u>講座の主任</u></p> <p>(4) <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する当該学系長が推薦した者 1名</u></p> <p>(5) 総務部長</p> <p>2 <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者が教職大学院に所属する者であるとき</u>  <u>審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>総務を所掌する副学長</u></p> <p>(2) <u>教職大学院長</u></p> <p>(3) <u>教職大学院に所属する教員のうちから教職大学院長が推薦した者 2名</u></p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>3 <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者が機構に所属する者であるとき</u>  <u>審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>総務を所掌する副学長</u></p> <p>(2) <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する機構の機構長</u></p> <p>(3) <u>審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する機構の機構長が推薦した者 2名</u></p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第1項第4号、第2項第3号及び第3項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総務を所掌する副学長</p> <p>(2) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する<u>学系の学系長（施設・センターに所属する者にあつては総合教育科学系長）</u></p> <p>(3) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する<u>講座の主任（施設・センターに所属する者にあつては当該施設・センターの長）</u></p> <p>(4) <u>各学系の教員のうちから当該学系長が推薦した者 各1名</u></p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>



2 〔省略〕  
(座長)

第5条 審査会に座長を置き、第3条第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号の委員をもって充てる。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 〔省略〕  
(座長)

第5条 審査会に座長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員に関する要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、男女共同参画の推進活動の一環として、東京学芸大学（以下「本学」という。）の講座又は機構（以下「講座等」という。）、附属学校及び課（室）に配置する男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員（以下「補助員」という。）の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 補助員の配置を希望する場合は、次の各号に定める者から男女共同参画推進本部長（以下「本部長」という。）に別紙申請書により申請するものとする。</p> <p><u>(1) 学系に所属する大学教員 所属の学系長</u></p> <p><u>(2) 教職大学院に所属する大学教員 教職大学院長</u></p> <p><u>(3) 機構に所属する大学教員 所属の機構長</u></p> <p><u>(4) 附属学校教員 所属の学校（園）長</u></p> <p><u>(5) 事務職員 所属の課（室）長</u></p> <p>(選考手続)</p> <p>第6条 補助員の選考は、本部長の推薦により、学長が行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、男女共同参画の推進活動の一環として、東京学芸大学（以下「本学」という。）の講座、センター又は機構（以下「講座等」という。）、附属学校及び課（室）に配置する男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員（以下「補助員」という。）の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 補助員の配置を希望する場合は、<u>大学教員については、所属の学系長、附属学校教員については、所属の学校（園）長、事務職員については、所属の課（室）長</u>から男女共同参画推進本部長（以下「本部長」という。）に別紙申請書により申請するものとする。</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6条 補助員の選考は、本部長の推薦により、学長が行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学転類等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第23条及び東京学芸大学学生諸手続等規程第14条の規定による課程の変更又は専攻、<u>コース及びプログラム</u>の変更（以下「転類等」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(範囲)</p> <p>第2条 この要項において、「コース」とは、<u>学校教育教員養成課程及び教育支援課程の各コース</u>をいう。また、「プログラム」とは、<u>学校教育教員養成課程初等教育専攻現代教育実践コースの各プログラム</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(転類等の選考)</p> <p>第8条 学長は前条の書類の提出を受け、転類等の希望があった課程又は専攻、<u>コース及びプログラム</u>（以下「当該課程等」という。）の所属する群を所管する学系長に、受入れの検討を依頼する。</p> <p>2～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第1条、第2条及び第8条の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第23条及び東京学芸大学学生諸手続等規程第14条の規定による課程の変更又は専攻、<u>選修及びコース</u>の変更（以下「転類等」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(範囲)</p> <p>第2条 この要項において、「選修」とは、<u>初等教育教員養成課程の各選修</u>をいう。また、「コース」とは、<u>教育支援課程の各コース</u>とし、<u>コースに設置されたサブコースは含まない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(転類等の選考)</p> <p>第8条 学長は前条の書類の提出を受け、転類等の希望があった課程又は専攻、<u>選修及びコース</u>（以下「当該課程等」という。）の所属する群を所管する学系長に、受入れの検討を依頼する。</p> <p>2～5 [省略]</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学再入学に関する要項の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(出願することができる学年及び教育組織)</p> <p>第3条 再入学を出願することができる学年，課程及び専攻・<u>コース・プログラム</u>は，退学又は除籍前に在籍していた学年，課程及び専攻・<u>コース・プログラム</u>とする。ただし，教育組織の変更等により退学又は除籍前に在籍していた課程及び専攻・<u>コース・プログラム</u>（以下「課程等」という。）が存在しない場合は，再入学を志願する者（以下「志願者」という。）の希望する課程等に出願することができるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は，令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第3条の規定にかかわらず，令和4年度以前に入学した者については，なお従前の例による。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(出願することができる学年及び教育組織)</p> <p>第3条 再入学を出願することができる学年，課程及び専攻・<u>選修</u>・コースは，退学又は除籍前に在籍していた学年，課程及び専攻・<u>選修</u>・コースとする。ただし，教育組織の変更等により退学又は除籍前に在籍していた課程及び専攻・<u>選修</u>・コース（以下「課程等」という。）が存在しない場合は，再入学を志願する者（以下「志願者」という。）の希望する課程等に出願することができるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科講座組織の担当変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行								
東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る <u>学系長等</u> の職務に関する要項				東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る <u>学系長</u> の職務に関する要項								
(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程第1条の4に規定する、大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野並びに国立大学法人東京学芸大学教育学部運営規程第4条第4項に規定する、講座・分野所属教員に係る <u>学系長、教職大学院長及び機構長</u> の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。				(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程第1条の4に規定する、大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野並びに国立大学法人東京学芸大学教育学部運営規程第4条第4項に規定する、講座・分野所属教員に係る <u>学系長</u> の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。								
(専攻の構成等) 第2条 大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野は次表のとおりとする。				(専攻の構成等) 第2条 大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野は次表のとおりとする。								
専攻	プログラム	サブプログラム	構成講座・分野	専攻	プログラム	サブプログラム	構成講座・分野					
教育実践専門職高度化	〔省略〕			教育実践創成講座 理科教育学 物理科学 分子化学 生命科学 宇宙地球科学 環境科学	教育実践専門職高度化	〔省略〕						
	教科領域指導	〔省略〕				理科教育	教科領域指導	〔省略〕				
		情報教育	教育実践創成講座 技術科学 <u>大学教育研究基盤センター機構</u>					情報教育	理科教育	教育実践創成講座 理科教育学 物理科学 分子化学 生命科学 宇宙地球科学 環境科学 <u>理科教員高度支援センター</u>		
			〔省略〕							〔省略〕		
			〔省略〕							〔省略〕		
〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕								

		養護教育	教育実践創成講座 養護教育 <u>大学教育研究基盤センター機構</u>			養護教育	教育実践創成講座 養護教育 <u>保健管理センター</u>
	特別支援教育 高度化		教育実践創成講座 特別ニーズ教育 発達障害学 支援方法学 <u>現職教員支援センター機構</u>		特別支援教育 高度化		教育実践創成講座 特別ニーズ教育 発達障害学 支援方法学 <u>特別支援教育・教育臨床サポート センター</u>
	教育プロジェ クト	学校教育課題	学校教育学 <u>現職教員支援センター機構</u>  先端教育人材育成推進機構 <u>大学教育研究基盤センター機構</u>		教育プロジェ クト	学校教育課題	学校教育学 <u>特別支援教育・教育臨床サポート センター</u>  先端教育人材育成推進機構 <u>学生支援センター</u>
[省略]				[省略]			
環境教育		経済学 <u>現職教員支援センター機構</u>		環境教育		経済学 <u>環境教育研究センター</u>	
次世代 日本型 教育シ ステム 研究開 発			学校教育学 ヨーロッパ言語・文化研究 地理学 地域研究 生命科学 宇宙地球科学 環境科学 体育学 <u>大学教育研究基盤センター機構</u> 先端教育人材育成推進機構		次世代 日本型 教育シ ステム 研究開 発		学校教育学 ヨーロッパ言語・文化研究 地理学 地域研究 生命科学 宇宙地球科学 環境科学 体育学 <u>留学生センター</u> 先端教育人材育成推進機構
教育支 援協働 実践開 発	教育A I 研究		学校心理学 生活科学 アジア言語・文化研究 宇宙地球科学 環境科学 情報科学 美術		教育支 援協働 実践開 発	教育A I 研究	学校心理学 生活科学 アジア言語・文化研究 宇宙地球科学 環境科学 情報科学 美術

			体育学 運動学 健康科学 <u>大学教育研究基盤センター機構</u> 先端教育人材育成推進機構
	臨床心理学		臨床心理学 <u>現職教員支援センター機構</u>  先端教育人材育成推進機構
	教育協働研究		学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 アジア言語・文化研究 英語学・英米文学・文化研究 社会福祉 文化財科学 演劇 美術 運動学 <u>現職教員支援センター機構</u>  先端教育人材育成推進機構

(所管等)

第3条 各学系長、教職大学院長及び機構長は、次表のとおり共同して大学院教育学研究科の専攻を所管し、専攻を構成する構成員について、その専攻又は専攻が開設する履修上のプログラムを構成する講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する。

学系長等	専攻	プログラム	専攻の構成講座・分野
	教育実践専門職高度		

			体育学 運動学 健康科学 <u>I C Tセンター</u> 先端教育人材育成推進機構
	臨床心理学		臨床心理学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> 先端教育人材育成推進機構
	教育協働研究		学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 アジア言語・文化研究 英語学・英米文学・文化研究 社会福祉 文化財科学 演劇 美術 運動学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>  先端教育人材育成推進機構

(所管等)

第3条 各学系長は、次表のとおり共同して大学院教育学研究科の専攻を所管し、専攻を構成する構成員について、その専攻又は専攻が開設する履修上のプログラムを構成する講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する。

学系長	専攻	プログラム	専攻の構成講座・分野
	教育実践専門職高度化	<u>学校組織マネジメント</u>	<u>教育実践創成講座</u>

総合教育科学系	化	総合教育実践	学校教育学 学校心理学	総合教育科学系		総合教育実践	<u>教育実践創成講座</u> 学校教育学 学校心理学 <u>先端教育人材育成推進機構</u>
		教科領域指導	家庭科教育学 生活科学 幼児教育学			教科領域指導	<u>教育実践創成講座</u> 家庭科教育学 生活科学 幼児教育学 <u>ICTセンター</u> <u>保健管理センター</u>
		特別支援教育高度化	特別ニーズ教育 発達障害学 支援方法学			特別支援教育高度化	<u>教育実践創成講座</u> 特別ニーズ教育 発達障害学 支援方法学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>
		教育プロジェクト	学校教育学			教育プロジェクト	学校教育学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> <u>環境教育研究センター</u> <u>学生支援センター</u> <u>先端教育人材育成推進機構</u>
	次世代日本型教育システム研究開発	学校教育学	次世代日本型教育システム研究開発		学校教育学 <u>留学生センター</u> <u>先端教育人材育成推進機構</u>		
	教育支援協働実践開発	教育A I 研究	学校心理学 生活科学		教育A I 研究	学校心理学 生活科学 <u>ICTセンター</u> <u>先端教育人材育成推進機構</u>	
		臨床心理学	臨床心理学		臨床心理学	臨床心理学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> <u>先端教育人材育成推進機構</u>	



		教育協働研究	学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学
〔省略〕			
自然科学系長	教育実践専門職高度化	教科領域指導	数学科教育学 数学 理科教育学 物理科学 分子化学 生命科学 宇宙地球科学 環境科学  技術科教育学 技術科学
			〔省略〕
〔省略〕			
芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕	〔省略〕	
	教育支援協働実践開発	教育協働研究	演劇 美術 運動学
教職大学院長	教育実践専門職高度化	<u>学校組織マネジメント</u>	<u>教育実践創成講座</u>
		<u>総合教育実践</u>	<u>教育実践創成講座</u>
		<u>教科領域指導</u>	<u>教育実践創成講座</u>
		<u>特別支援教育高度化</u>	<u>教育実践創成講座</u>

		教育協働研究	学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> <u>先端教育人材育成推進機構</u>
〔省略〕			
自然科学系長	教育実践専門職高度化	教科領域指導	数学科教育学 数学 理科教育学 物理科学 分子化学 生命科学 宇宙地球科学 環境科学 <u>理科教員高度支援センター</u> 技術科教育学 技術科学
			〔省略〕
〔省略〕			
芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕	〔省略〕	
	教育支援協働実践開発	教育協働研究	演劇 美術 運動学

大学教育研究基盤センター 機構長	教育実践専門職高度化	教科領域指導	大学教育研究基盤センター機構	〔省略〕
		教育プロジェクト	大学教育研究基盤センター機構	
	次世代日本型教育システム研究開発		大学教育研究基盤センター機構	
教育支援協働実践開発	教育A I 研究	大学教育研究基盤センター機構		
現職教員支援センター 機構長	教育実践専門職高度化	特別支援教育高度化	現職教員支援センター機構	
		教育プロジェクト	現職教員支援センター機構	
	教育支援協働実践開発	臨床心理学	現職教員支援センター機構	
先端教育人材育成推進機構長	教育実践専門職高度化	総合教育実践	先端教育人材育成推進機構	
		教育プロジェクト	先端教育人材育成推進機構	
	次世代日本型教育システム研究開発		先端教育人材育成推進機構	
	教育支援協働実践開発	教育A I 研究	先端教育人材育成推進機構	
		臨床心理学	先端教育人材育成推進機構	
	教育協働研究	先端教育人材育成推進機構		
〔省略〕				〔省略〕
<u>附 則</u> <u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u>				

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) <u>ICT／情報基盤センター長</u></p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) <u>ICTセンター長</u></p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) <u>ICT/情報基盤センター長</u></p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) <u>ICTセンター長</u></p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国費外国人留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(選考基準)</p> <p>第1 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦者の選考は、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」（平成25年12月18日 文部科学省戦略的な留学生交流の推進に関する検討会）を踏まえた上で、次の各号に基づきおこなうものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 当該年度において、本学から派遣する学生を受入れる大学からの申請者を優先する。ただし同位の場合は、過去の派遣実績を考慮する。なお同位の場合は、より直近の派遣実績のある協定大学を優先する。</p> <p>(3) (2)により同位の場合は、日本語能力の高い申請者を優先する。日本語能力については、必要に応じて<u>国際交流／留学生センターの業務を担当する教員等</u>の意見を参考とする。</p> <p>(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この申合せは、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(選考基準)</p> <p>第1 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）学内推薦者の選考は、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」（平成25年12月18日 文部科学省戦略的な留学生交流の推進に関する検討会）を踏まえた上で、次の各号に基づきおこなうものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 当該年度において、本学から派遣する学生を受入れる大学からの申請者を優先する。ただし同位の場合は、過去の派遣実績を考慮する。なお同位の場合は、より直近の派遣実績のある協定大学を優先する。</p> <p>(3) (2)により同位の場合は、日本語能力の高い申請者を優先する。日本語能力については、必要に応じて<u>留学生センター教員等</u>の意見を参考とする。</p> <p>(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

修士論文日本語添削支援制度に関する申合せの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>V 謝金の支払い            添削者には、大学の規則等に従い、以下のとおり謝金を支払う。            i) 〔省略〕            ii) 活動時間の上限は、年度ごとに国際課予算を勘案し、<u>国際交流／留学生センター</u>（以下「センター」という。）で定める。            iii) ・ iv) 〔省略〕</p> <p>VI その他            i) 〔省略〕            ii) その他制度に関して必要な事項は、<u>センター</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>            この申合せは、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>V 謝金の支払い            添削者には、大学の規則等に従い、以下のとおり謝金を支払う。            i) 〔省略〕            ii) 活動時間の上限は、年度ごとに国際課予算を勘案し、<u>留学生センター</u>で定める。            iii) ・ iv) 〔省略〕</p> <p>VI その他            i) 〔省略〕            ii) その他制度に関して必要な事項は、<u>留学生センター</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p>

外国人留学生チューター制度に関する申合せの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学（以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、指導教員、<u>国際交流／留学生センター</u>（以下「センター」という。）等が選定した「チューター」を配置して、指導教員の指導のもとに、教育・研究について個別の課外指導を行い、学習・研究効果の向上を図ることを目的とする外国人留学生チューター制度（以下「制度」という。）については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>I 制度を利用できる留学生及び期間 i) ～vi) 〔省略〕 vii) その他上記学生以外で、指導教員及び<u>センター</u>が必要と認める者については、必要な期間を指導教員及び<u>センター</u>で協議の上、定める。</p> <p>II 制度を利用するための手続き i) 指導教員は、留学生と面談し、制度の趣旨を説明した上で、チューターが必要と認めた場合には、チューターとなる学生を選定し、当該学生の氏名を記載した別途定める所定の用紙を国際課に提出するものとする。なお、チューターに適した学生がいない場合は、その選定を<u>センター等</u>に依頼する旨を所定の用紙に記載して提出するものとする。 ii) 〔省略〕  〔省略〕</p> <p>IV チューターの業務・活動内容 i) ・ ii) 〔省略〕 iii) 指導教員及び<u>センター</u>は、チューターとなった日本人学生にも国際理解及び国際交流への関心を芽生えさせる機会となるよう、適切な活動がなされるように指導・助言する。</p> <p>V 謝金の支払い チューターには、本学の規則等に従い、以下のとおり謝金を支払う。</p>	<p>東京学芸大学（以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、指導教員、<u>留学生センター</u>等が選定した「チューター」を配置して、指導教員の指導のもとに、教育・研究について個別の課外指導を行い、学習・研究効果の向上を図ることを目的とする外国人留学生チューター制度（以下「制度」という。）については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>I 制度を利用できる留学生及び期間 i) ～vi) 〔省略〕 vii) その他上記学生以外で、指導教員及び<u>留学生センター</u>が必要と認める者については、必要な期間を指導教員及び<u>留学生センター</u>で協議の上、定める。</p> <p>II 制度を利用するための手続き i) 指導教員は、留学生と面談し、制度の趣旨を説明した上で、チューターが必要と認めた場合には、チューターとなる学生を選定し、当該学生の氏名を記載した別途定める所定の用紙を国際課に提出するものとする。なお、チューターに適した学生がいない場合は、その選定を<u>留学生センター等</u>に依頼する旨を所定の用紙に記載して提出するものとする。 ii) 〔省略〕  〔省略〕</p> <p>IV チューターの業務・活動内容 i) ・ ii) 〔省略〕 iii) 指導教員及び<u>留学生センター</u>は、チューターとなった日本人学生にも国際理解及び国際交流への関心を芽生えさせる機会となるよう、適切な活動がなされるように指導・助言する。</p> <p>V 謝金の支払い チューターには、本学の規則等に従い、以下のとおり謝金を支払う。</p>

- i) 〔省略〕
- ii) 活動時間の上限は、年度ごとに国際課予算を勘案し、センターで定める。
- iii) ・ iv) 〔省略〕

VI その他

- i) 〔省略〕
- ii) その他制度に関して必要な事項は、センターが定める。

〔省略〕

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

- i) 〔省略〕
- ii) 活動時間の上限は、年度ごとに国際課予算を勘案し、留学生センターで定める。
- iii) ・ iv) 〔省略〕

VI その他

- i) 〔省略〕
- ii) その他制度に関して必要な事項は、留学生センターが定める。

〔省略〕



国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" data-bbox="215 584 1149 986"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配分先</th> <th>教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していない<u>機構</u>の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する<u>機構</u></td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、<u>教職大学院又は機構</u>に所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td>95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその当該授業を開設する<u>教室及び機構</u>に、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>①～⑤ 〔省略〕</p> <p>⑥学部の実験・実習・実地指導等の授業に要する経費は、<u>教室又は機構</u>に配分する。</p> <p>〔省略〕</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していない <u>機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>機構</u>	95,000円	教室、 <u>教職大学院又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 584 2128 992"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配分先</th> <th>教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していない<u>センター又は機構</u>の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する<u>センター又は機構</u></td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、<u>教職大学院、センター又は機構</u>に所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td>95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその当該授業を開設する<u>教室及びセンター</u>に、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>①～⑤ 〔省略〕</p> <p>⑥学部の実験・実習・実地指導等の授業に要する経費は、<u>教室又はセンター</u>に配分する。</p> <p>〔省略〕</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していない <u>センター又は機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センター又は機構</u>	95,000円	教室、 <u>教職大学院、センター又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していない <u>機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>機構</u>	95,000円																							
教室、 <u>教職大学院又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していない <u>センター又は機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センター又は機構</u>	95,000円																							
教室、 <u>教職大学院、センター又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

特別支援教育・教育臨床サポートセンター非常勤講師（特命講師）の取扱いの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取扱いは、特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下「センター」という。）で管轄する包括的な「特別支援教育」支援事業と「学校不適合」相談事業のための窓口の開設及び運営事業を補佐するとともに、<u>センターが行う行政機関との共同研究事業を始めとした社会貢献事業を維持・推進させる取組</u>（以下「取組」という。）に従事する特命講師の称号を付与される非常勤講師（以下「特命講師」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考手順)</p> <p>第6 特命講師の選考は、<u>現職教員支援センター機構会議</u>（以下「機構会議」という。）及び教員人事会議の議を経て東京学芸大学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(改廃)</p> <p>第11 この取扱いの改廃は、<u>機構会議</u>の議を経て<u>現職教員支援センター機構長</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取扱いは、特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下「センター」という。）で管轄する包括的な「特別支援教育」支援事業と「学校不適合」相談事業のための窓口の開設及び運営事業を補佐するとともに、<u>センターが行う行政機関との共同研究事業を始めとした社会貢献事業を維持・推進させる取組</u>（以下「取組」という。）において雇用する特命講師の称号を付与される非常勤講師（以下「特命講師」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考手順)</p> <p>第6 特命講師の選考は、<u>センター運営委員会</u>及び教員人事会議の議を経て東京学芸大学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(改廃)</p> <p>第11 この取扱いの改廃は、<u>センター運営委員会</u>の議を経て<u>センター長</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学 e-Learning 推進事業専門技術職員の取扱いの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取扱いは、<u>ICT／情報基盤センター</u>が実施するe-Learning推進事業の取組（以下「取組」という。）に従事するe-Learning推進事業専門技術職員（以下「専門技術職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第5 専門技術職員の選考は、<u>大学教育研究基盤センター機構長</u>の推薦により、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取扱いは、<u>ICTセンター</u>が実施するe-Learning推進事業の取組（以下「取組」という。）において雇用するe-Learning推進事業専門技術職員（以下「専門技術職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第5 専門技術職員の選考は、<u>ICTセンター長</u>の推薦により、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p>

教育実習及び教職実践演習特例措置に関する取扱いの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>2 前項の願い出を受けた学長は、次の手続きを経て、特例措置の可否を決定する。</p> <p>① 先端教育人材育成推進機構長、<u>保健管理センター長及び教育実習委員会委員長</u>に事実認定と診断・検査等必要な調査を依頼する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づき、教育実習委員会委員長、先端教育人材育成推進機構長、<u>保健管理センター長及び指導教員</u>からなる特例措置委員会を設け、特例措置の可否を判定する。</p> <p>③ 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>2 前項の願い出を受けた学長は、次の手続きを経て、特例措置の可否を決定する。</p> <p>① 先端教育人材育成推進機構長、<u>保健管理センター所長、教育実習委員会委員長</u>に事実認定と診断・検査等必要な調査を依頼する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づき、教育実習委員会委員長、先端教育人材育成推進機構長、<u>保健管理センター所長、指導教員</u>からなる特例措置委員会を設け、特例措置の可否を判定する。</p> <p>③ 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理に係る取扱いの一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(輸出管理責任者)</p> <p>第3条 規程第7条の輸出管理責任者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 各学系長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</p> <p>(2) <u>教職大学院長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</u></p> <p>(3) <u>各機構長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</u></p> <p>(4) 国際課長 (留学生・訪問者等の受入れ)</p> <p>(5) 研究・連携推進課長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</p> <p>〔省略〕</p> <p>(事前確認シートの提出先)</p> <p>第6条 前条第1項及び第2項の提出先は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合教育科学系に所属する教員は、総合教育科学系長</u></p> <p>(2) 人文社会科学系に所属する教員は、人文社会科学系長</p> <p>(3) <u>自然科学系に所属する教員は、自然科学系長</u></p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学系に所属する教員は、芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(5) <u>教職大学院に所属する教員は、教職大学院長</u></p> <p>(6) <u>各機構に所属する教員は、各機構長</u></p> <p>(7) 次に掲げる者は、研究・連携推進課長 イ 役員</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(輸出管理責任者)</p> <p>第3条 規程第7条の輸出管理責任者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 各学系長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</p> <p>(2) 国際課長 (留学生・訪問者等の受入れ)</p> <p>(3) 研究・連携推進課長 (技術の提供・貨物の輸出及び研究者・教員・訪問者等の受入れ)</p> <p>〔省略〕</p> <p>(事前確認シートの提出先)</p> <p>第6条 前条第1項及び第2項の提出先は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合教育科学系に所属する教員及び教職大学院に所属する教員は、総合教育科学系長</u></p> <p>(2) 人文社会科学系に所属する教員は、人文社会科学系長</p> <p>(3) <u>自然科学系(理科教員高度支援センターを含む。)</u>に所属する教員は、自然科学系長</p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学系に所属する教員は、芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(5) 次に掲げる者は、研究・連携推進課長 イ 役員 ロ <u>各センター(理科教員高度支援センターを除く。)</u>に所属する教員</p>

ロ 事務職員

ハ その他各号に掲げる以外の者

2 前条第3項の提出先は、国際課長とする。

[省略]

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

ハ 事務職員

ニ その他各号に掲げる以外の者

2 前条第3項の提出先は、国際課長とする。

[省略]

新型コロナウイルス感染症対策室の設置についての一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="293 355 367 384">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 432 797 462">第3 感染症対策室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <ul data-bbox="230 472 862 774" style="list-style-type: none"><li>(1) 総務を所掌する理事</li><li>(2) 教育を所掌する理事</li><li>(3) 労務を所掌する副学長</li><li>(4) <u>保健管理センターの業務を担当する専任教員</u></li><li>(5) 学務部長</li><li>(6) 総務部長</li><li>(7) 財務・研究推進部長</li><li>(8) その他次項に定める室長が必要と認めた者 若干名</li></ul> <p data-bbox="293 823 367 852">〔省略〕</p> <p data-bbox="275 901 358 930"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="230 940 779 968"><u>この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1272 355 1346 384">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 432 1776 462">第3 感染症対策室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <ul data-bbox="1209 472 1841 774" style="list-style-type: none"><li>(1) 総務を所掌する理事</li><li>(2) 教育を所掌する理事</li><li>(3) 労務を所掌する副学長</li><li>(4) <u>保健管理センター専任教員</u></li><li>(5) 学務部長</li><li>(6) 総務部長</li><li>(7) 財務・研究推進部長</li><li>(8) その他次項に定める室長が必要と認めた者 若干名</li></ul> <p data-bbox="1272 823 1346 852">〔省略〕</p>



プロフェッショナル・ディベロップメント（PD）に関する基本方針の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>4. 基本方針に基づく活動</p> <p>〔省略〕</p> <p>（FDに関する基本方針に基づく研修）</p> <p>（1）「教育活動に関する研修会の実施と推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の指導や教育の課題に即した研修会を開催し、教員の教育・指導力の向上を図る。</li> <li>・教育活動に資する各種研修会を奨励し、<u>教室・専攻・機構</u>による研修会等の活動を推進する。</li> </ul> <p>（2）・（3） 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>4. 基本方針に基づく活動</p> <p>〔省略〕</p> <p>（FDに関する基本方針に基づく研修）</p> <p>（1）「教育活動に関する研修会の実施と推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の指導や教育の課題に即した研修会を開催し、教員の教育・指導力の向上を図る。</li> <li>・教育活動に資する各種研修会を奨励し、<u>教室・専攻・センター</u>による研修会等の活動を推進する。</li> </ul> <p>（2）・（3） 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>3. 実施体制等</p> <p>これらの取組を着実に推進するため、情報基盤整備推進本部と連携しつつ、全学センターであるICT／情報基盤センターとともに、附属学校、附属図書館及び企業等の学内外の機関と協力して取組を実施する。</p> <p>なお、本方針は社会の情勢及び新たな課題等への対応のため、常に見直しを行い、必要に応じて新たな取組を追加していくものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>3. 実施体制等</p> <p>これらの取組を着実に推進するため、情報基盤整備推進本部と連携しつつ、全学センターであるICTセンターとともに、附属学校、附属図書館及び企業等の学内外の機関と協力して取組を実施する。</p> <p>なお、本方針は社会の情勢及び新たな課題等への対応のため、常に見直しを行い、必要に応じて新たな取組を追加していくものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行														
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要領において「部局等」とは、事務局（経営企画室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、<u>現職教員支援センター機構</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、<u>附属学校運営部及び各附属学校</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 各部局等に、障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き、別表に定める監督者をもって充てる。監督者は、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">監 督 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大学教育研究基盤センター機構</u></td> <td><u>学系支援課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	監 督 者	〔省略〕		<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要領において「部局等」とは、事務局（経営企画室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>有害廃棄物処理施設</u>、<u>附属学校運営部及び各附属学校</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 各部局等に、障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き、別表に定める監督者をもって充てる。監督者は、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">監 督 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>留学生センター</u></td> <td><u>国際課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健管理センター</u></td> <td><u>学生課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	監 督 者	〔省略〕		<u>留学生センター</u>	<u>国際課長</u>	<u>保健管理センター</u>	<u>学生課長</u>
部 局 等	監 督 者														
〔省略〕															
<u>大学教育研究基盤センター機構</u>	<u>学系支援課長</u>														
部 局 等	監 督 者														
〔省略〕															
<u>留学生センター</u>	<u>国際課長</u>														
<u>保健管理センター</u>	<u>学生課長</u>														

		<u>ICTセンター</u>	<u>情報基盤課長</u>
		<u>学生支援センター</u>	<u>学生課長</u>
<u>現職教員支援センター機構</u>	学系支援課長	<u>環境教育研究センター</u>	学系支援課長
		<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>	<u>学系支援課長</u>
		<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>学系支援課長</u>
先端教育人材育成推進機構	先端教育推進課長	先端教育人材育成推進機構	先端教育推進課長
[省略]		[省略]	
[省略]		[省略]	
<p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>			

東京学芸大学防災基本指針の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに副学長の職務分担及び事務職員の職務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行																									
〔省略〕		〔省略〕																									
III 緊急時の対応		III 緊急時の対応																									
〔省略〕		〔省略〕																									
2 緊急体制		2 緊急体制																									
〔省略〕		〔省略〕																									
(2) 災害対策本部の構成と任務 災害対策本部の構成と任務は、次のとおりとする。 なお、原則として、学長不在時の本部長は、理事・副学長（全体統括・総務担当）、理事・副学長（教育・研究担当）、副学長（国際・情報担当）、副学長（附属学校・現職研修担当）、副学長（入試・学生支援担当）、副学長（学部教育・研究担当）、副学長（先端教育人材育成推進・FU事業・ <u>広報</u> 担当）、副学長（財務・労務担当）、総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長、芸術・スポーツ科学系長の順により代行する。		(2) 災害対策本部の構成と任務 災害対策本部の構成と任務は、次のとおりとする。 なお、原則として、学長不在時の本部長は、理事・副学長（全体統括・総務担当）、理事・副学長（教育・研究担当）、副学長（国際・情報担当）、副学長（附属学校・現職研修担当）、副学長（入試・学生支援・ <u>広報</u> 担当）、副学長（学部教育・研究担当）、副学長（先端教育人材育成推進・FU事業担当）、副学長（財務・労務担当）、総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長、芸術・スポーツ科学系長の順により代行する。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>副本部長以外の理事及び副学長</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター長 <u>ICT／情報基盤センター</u> 長 事務局長</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>		構 成		任 務	〔省略〕			本部員	副本部長以外の理事及び副学長	〔省略〕		〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター長 <u>ICT／情報基盤センター</u> 長 事務局長	〔省略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>副本部長以外の理事及び副学長</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター所長 <u>ICTセンター</u> 長 事務局長</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>		構 成		任 務	〔省略〕			本部員	副本部長以外の理事及び副学長	〔省略〕		〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター所長 <u>ICTセンター</u> 長 事務局長	〔省略〕
構 成		任 務																									
〔省略〕																											
本部員	副本部長以外の理事及び副学長	〔省略〕																									
	〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター長 <u>ICT／情報基盤センター</u> 長 事務局長	〔省略〕																									
構 成		任 務																									
〔省略〕																											
本部員	副本部長以外の理事及び副学長	〔省略〕																									
	〔省略〕 附属学校運営部長 保健管理センター所長 <u>ICTセンター</u> 長 事務局長	〔省略〕																									

[省略]

(3) 防災隊

防災隊の構成と任務は、次のとおりとする。

◎事務局長（自衛消防隊長） 防災隊 総括

班	班 長	副班長	担当職員	任 務
連絡班	総務部長	総務課長 <u>総務課専門職員（広報・基金担当）</u> 経営企画室長	総務課職員 総務課広報・基金室広報・基金係職員 経営企画室職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達</li> <li>・災害対策本部設置の全学周知</li> <li>・他班との連絡調整</li> <li>・他機関等との連絡調整</li> <li>・消防署・警察署等への連絡</li> <li>・記録</li> </ul>
[省略]				

[省略]

4 緊急連絡網 [省略]

災害時における緊急連絡網は、別紙4のとおりとする。  
なお、各班についても、それぞれ各班内の緊急連絡網を整備しなければならない。

[省略]

別紙2 [別紙B参照]

[省略]

別紙4 [別紙D参照]

[省略]

(3) 防災隊

防災隊の構成と任務は、次のとおりとする。

◎事務局長（自衛消防隊長） 防災隊 総括

班	班 長	副班長	担当職員	任 務
連絡班	総務部長	総務課長 <u>総務課副課長（広報・基金室長）</u> 経営企画室長	総務課職員 総務課広報・基金室広報・基金係職員 経営企画室職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達</li> <li>・災害対策本部設置の全学周知</li> <li>・他班との連絡調整</li> <li>・他機関等との連絡調整</li> <li>・消防署・警察署等への連絡</li> <li>・記録</li> </ul>
[省略]				

[省略]

4 緊急連絡網 [省略]

災害時における緊急連絡網は、別紙4のとおりとする。  
なお、各班についても、それぞれ各班内の緊急連絡網を整備しなければならない。

[省略]

別紙2 [別紙A参照]

[省略]

別紙4 [別紙C参照]

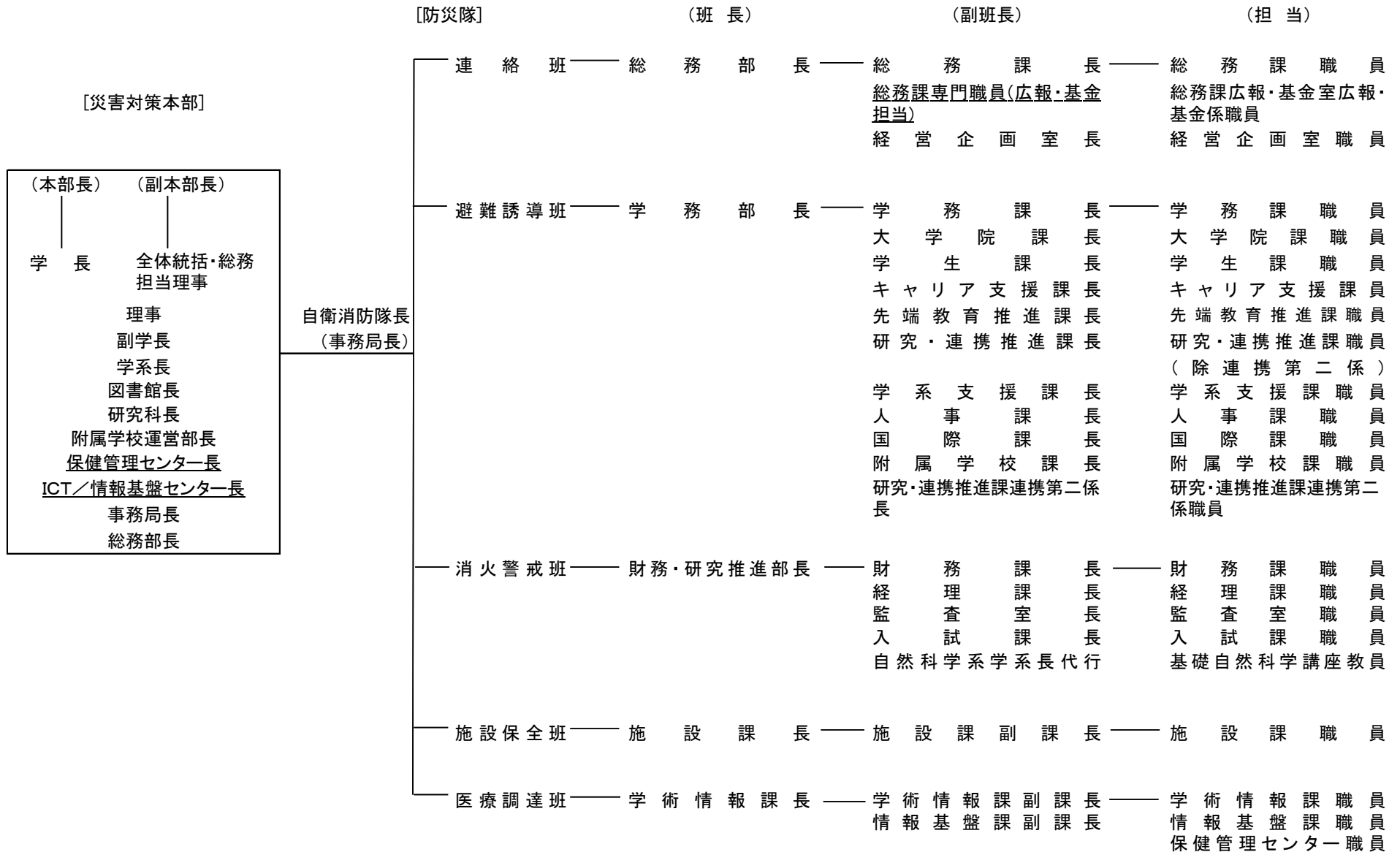
〔省略〕

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

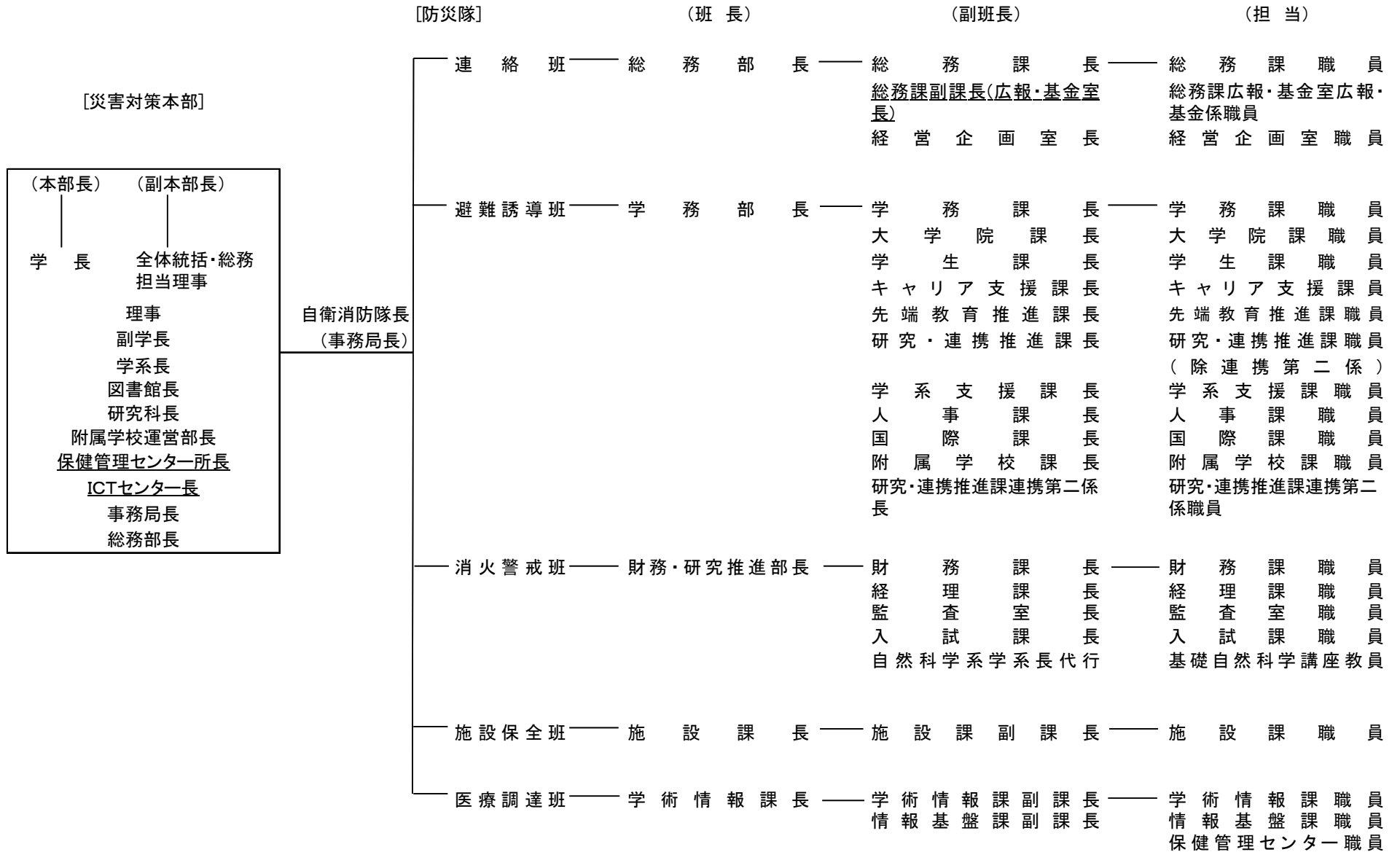
〔省略〕

### 防 災 体 制 の 全 体 図





### 防 災 体 制 の 全 体 図



休日や夜間等の勤務時間外に災害（地震）が発生した場合の対応

◎震度5弱～震度5強（小金井市）

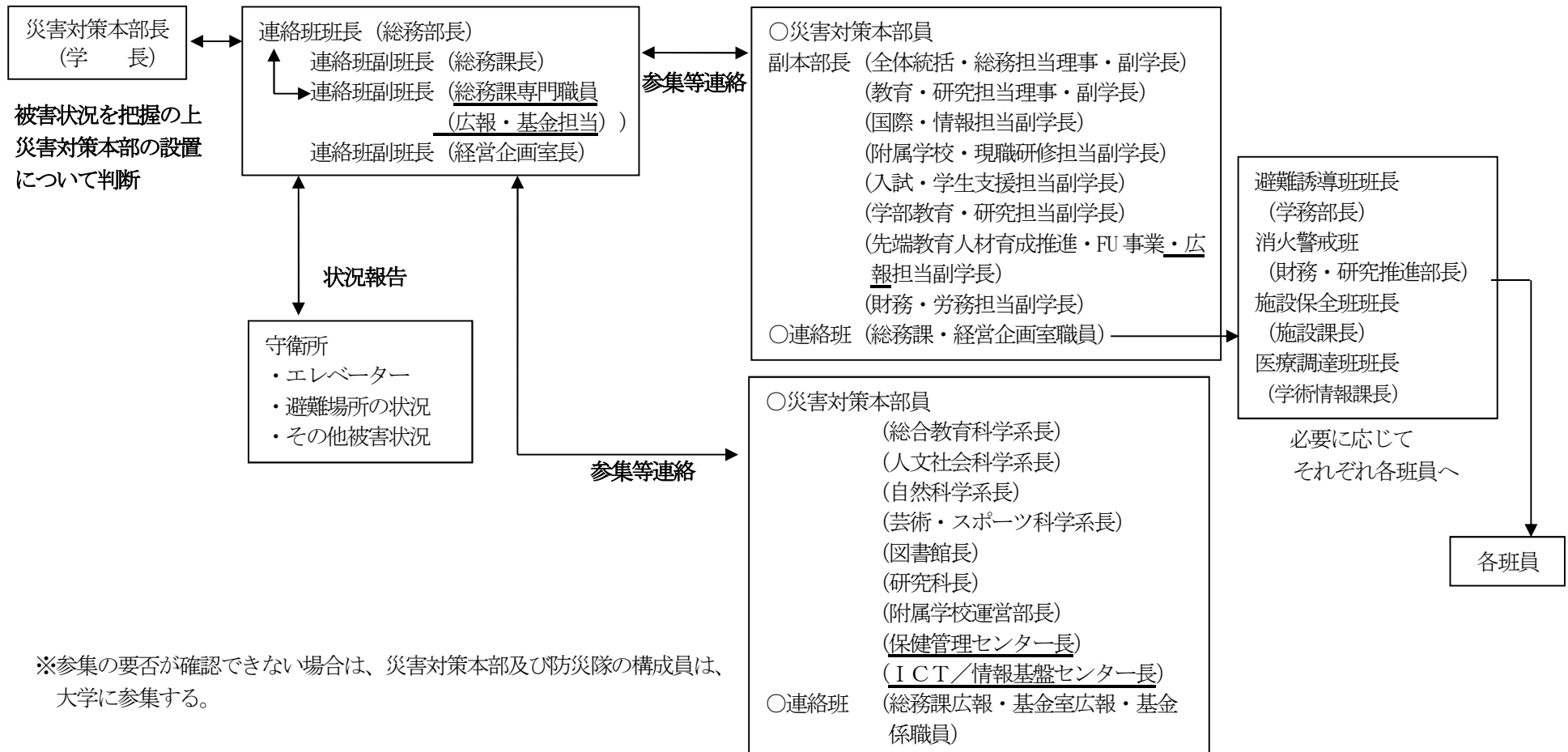
- 連絡班班長は、災害対策本部長（学長）の指示により、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班を大学に招集する。
- 災害対策本部を設置しない場合や大学に招集しない場合でも被害状況等を連絡する。
- 招集・被害状況等の連絡は、Office365 メールを基本とする。（災害対策本部員及び防災隊は、必ずOffice365 メールをチェックすること。）

◎震度6弱以上（小金井市）

災害対策本部設置

参集 全教職員

※自動的に全教職員が参集する。



※参集の要否が確認できない場合は、災害対策本部及び防災隊の構成員は、大学に参集する。

休日や夜間等の勤務時間外に災害（地震）が発生した場合の対応

◎震度5弱～震度5強（小金井市）

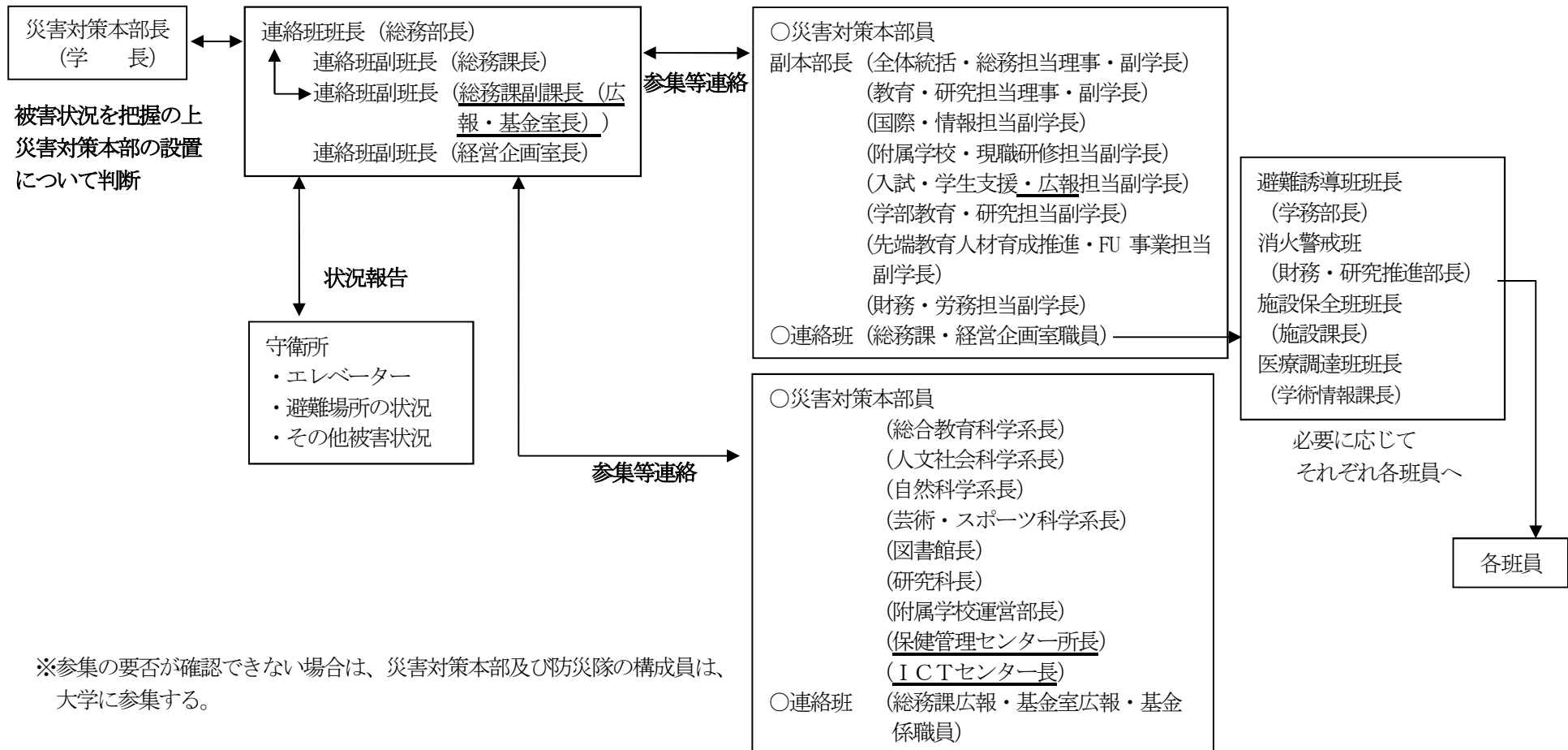
- 連絡班班長は、災害対策本部長（学長）の指示により、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班を大学に招集する。
- 災害対策本部を設置しない場合や大学に招集しない場合でも被害状況等を連絡する。
- 招集・被害状況等の連絡は、Office365 メールを基本とする。（災害対策本部員及び防災隊は、必ずOffice365 メールをチェックすること。）

◎震度6弱以上（小金井市）

災害対策本部設置

**参集** 全教職員

※自動的に全教職員が参集する。



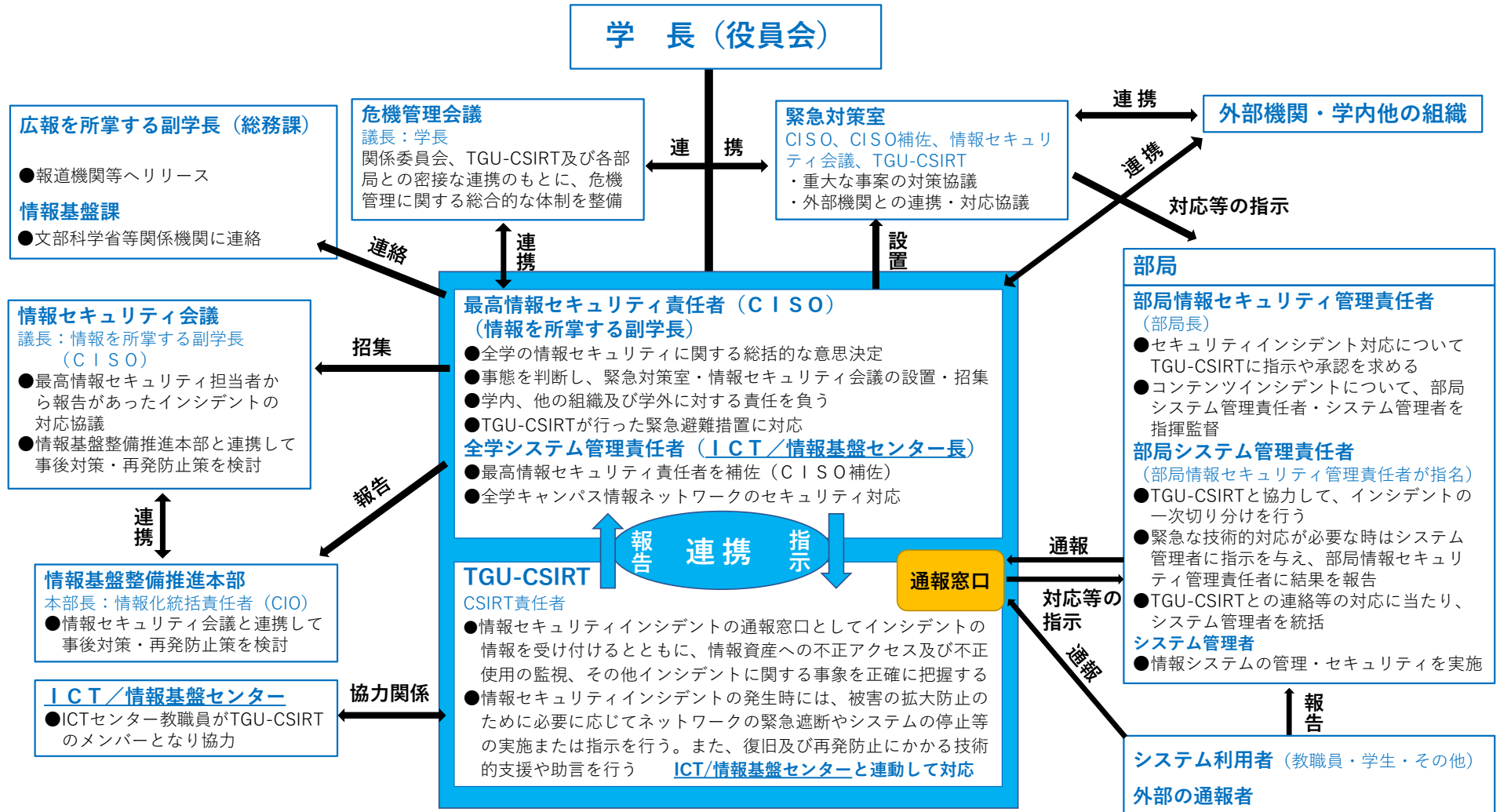
※参集の要否が確認できない場合は、災害対策本部及び防災隊の構成員は、大学に参集する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部改正について

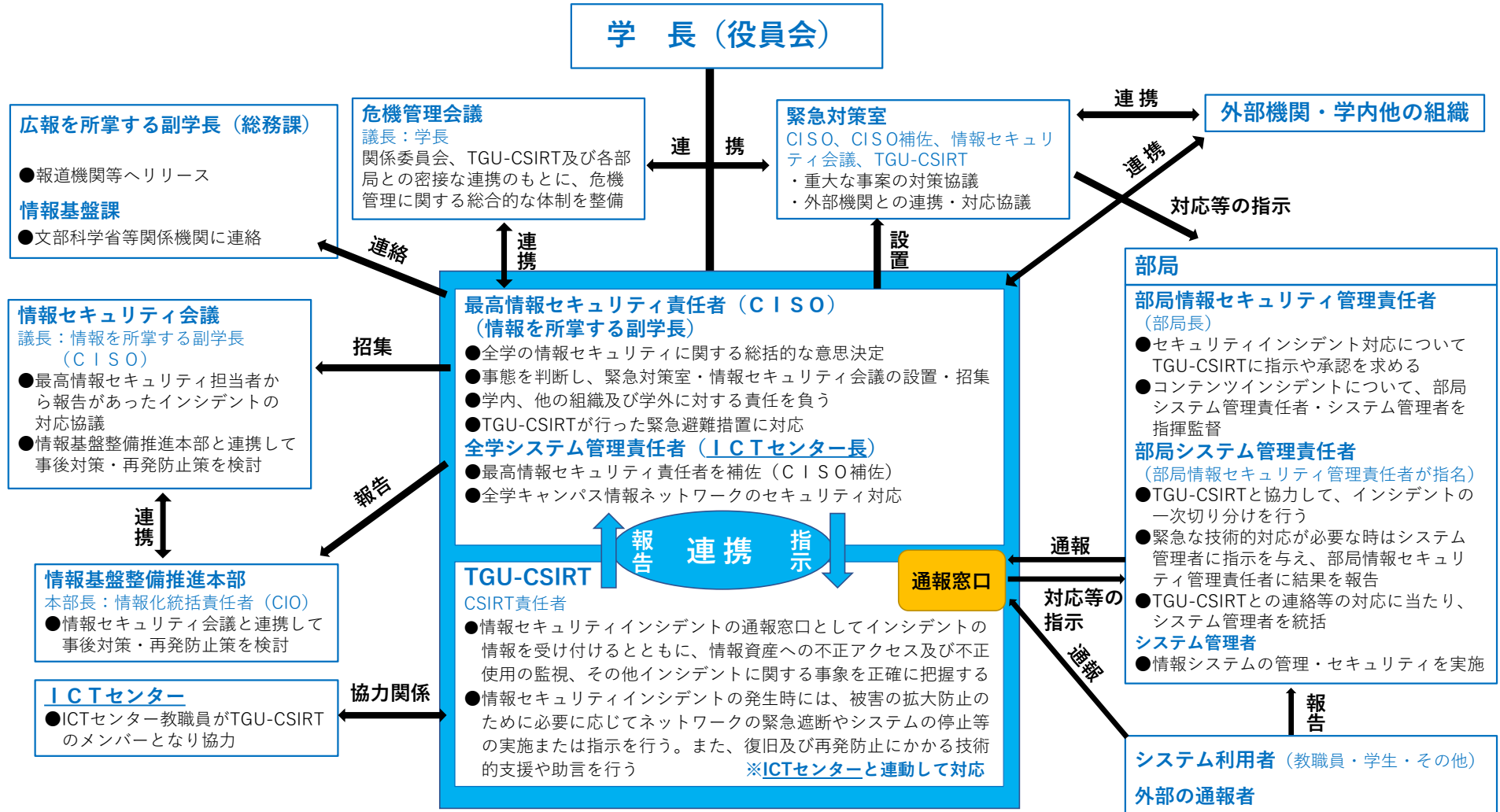
改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 別紙 〔別紙B参照〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 別紙 〔別紙A参照〕 〔省略〕

# 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制 (緊急時)



# 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制 (緊急時)



東京学芸大学国費外国人留学生の資格外活動許可申請についてのガイドラインの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>2. 手続 資格外活動許可の申請に関する手続は次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請 資格外活動許可の申請を希望する国費留学生は、指導教員の確認を得た上で、資格外活動希望申請書（様式1）を国際課に提出し、<u>国際交流／留学生センター長</u>（以下「センター長」という。）が認めた場合に限り、各自で出入国在留管理庁に申請する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 勤務先の届出 資格外活動許可を得て、勤務する会社等が決まった国費留学生は、資格外活動届出書（様式2）を国際課に提出するものとする。勤務先を変更又は追加する場合も、その都度様式2を国際課に提出する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) このガイドラインの改廃及びその他必要な事項は、<u>センター長</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資格外活動希望申請書（国費外国人留学生用）</p>	<p>〔省略〕</p> <p>2. 手続 資格外活動許可の申請に関する手続は次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請 資格外活動許可の申請を希望する国費留学生は、指導教員の確認を得た上で、資格外活動希望申請書（様式1）を国際課に提出し、<u>留学生センター長</u>が認めた場合に限り、各自で出入国在留管理庁に申請する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 勤務先の届出 資格外活動許可を得て、勤務する会社等が決まった国費留学生は、資格外活動届出書（様式2）を国際課に提出するものとする。勤務先を変更又は追加する場合も、その都度様式2を国際課に提出する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) このガイドラインの改廃及びその他必要な事項は、<u>留学生センター長</u>が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資格外活動希望申請書（国費外国人留学生用）</p>

国際交流／留学生センター長 殿

〔省略〕

(様式2)

年 月 日

資格外活動届出書 (国費外国人留学生用)

国際交流／留学生センター長 殿

〔省略〕

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

留学生センター長 殿

〔省略〕

(様式2)

年 月 日

資格外活動届出書 (国費外国人留学生用)

留学生センター長 殿

〔省略〕



国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>II 対策基準</p> <p>1. 組織・体制</p> <p>このポリシーに基づく具体的事項について、企画、立案、実施、管理、評価及び継続的検討を行うために、情報セキュリティに係る組織を設置する。 (別紙1 情報セキュリティインシデント対応体制)</p> <p>[省略]</p> <p>1. 3 全学システム管理責任者</p> <p>全学システム管理責任者は、<u>ICT/情報基盤センター長</u>がこれに当たる。 全学システム管理責任者は、全学の情報システム管理の実施に関し、緊急時の連絡等、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。</p> <p>1. 4 TGU-CSIRT 責任者</p> <p>TGU-CSIRT責任者は、<u>ICT/情報基盤センターの業務を担当する専任教員</u>のうちから最高情報セキュリティ責任者が指名する。 TGU-CSIRT責任者は、TGU-CSIRT の業務を統括し、情報セキュリティインシデントの発生時に、あらかじめ最高情報セキュリティ責任者による承認を得た条件を満たす場合には、TGU-CSIRT責任者による判断に従って、本学情報ネットワークの緊急避難措置を行うことができる。</p> <p>[省略]</p> <p>附録1 用語の定義</p> <p>[省略]</p> <p>○ 部局</p>	<p>[省略]</p> <p>II 対策基準</p> <p>1. 組織・体制</p> <p>このポリシーに基づく具体的事項について、企画、立案、実施、管理、評価及び継続的検討を行うために、情報セキュリティに係る組織を設置する。 (別紙1 情報セキュリティインシデント対応体制)</p> <p>[省略]</p> <p>1. 3 全学システム管理責任者</p> <p>全学システム管理責任者は、<u>ICTセンター長</u>がこれに当たる。 全学システム管理責任者は、全学の情報システム管理の実施に関し、緊急時の連絡等、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。</p> <p>1. 4 TGU-CSIRT 責任者</p> <p>TGU-CSIRT責任者は、<u>ICTセンター専任教員</u>のうちから最高情報セキュリティ責任者が指名する。 TGU-CSIRT責任者は、TGU-CSIRT の業務を統括し、情報セキュリティインシデントの発生時に、あらかじめ最高情報セキュリティ責任者による承認を得た条件を満たす場合には、TGU-CSIRT責任者による判断に従って、本学情報ネットワークの緊急避難措置を行うことができる。</p> <p>[省略]</p> <p>附録1 用語の定義</p> <p>[省略]</p> <p>○ 部局</p>

事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，附属学校運営部及び各附属学校，その他（施設プロジェクト等を含む）

〔省略〕

別紙1 〔別紙B参照〕

附 則

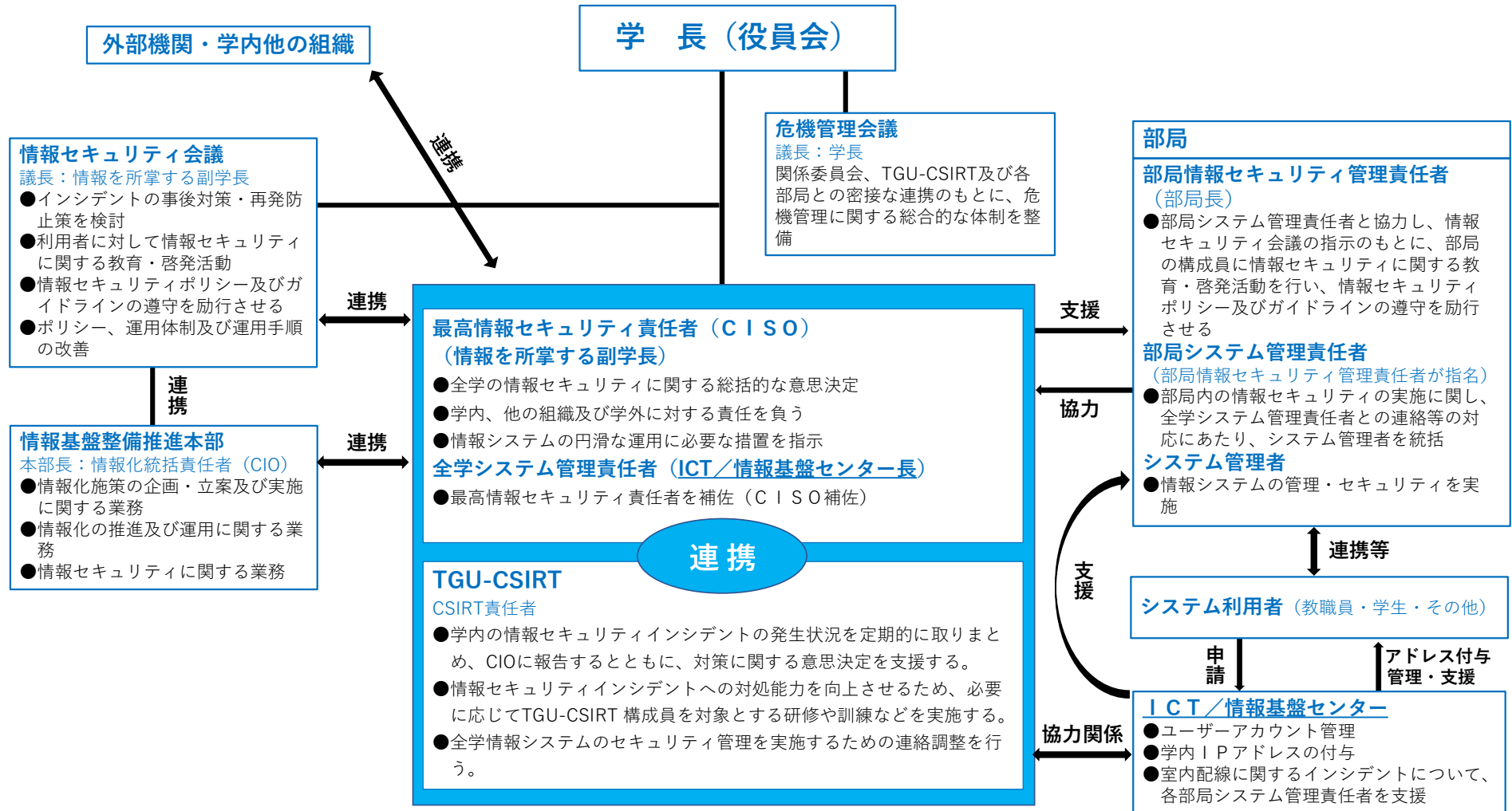
このポリシーは、令和5年4月1日から施行する。

事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，附属学校運営部及び各附属学校，その他（施設・機構・プロジェクト等を含む）

〔省略〕

別紙1 〔別紙A参照〕

# 東京学芸大学情報セキュリティ対応体制



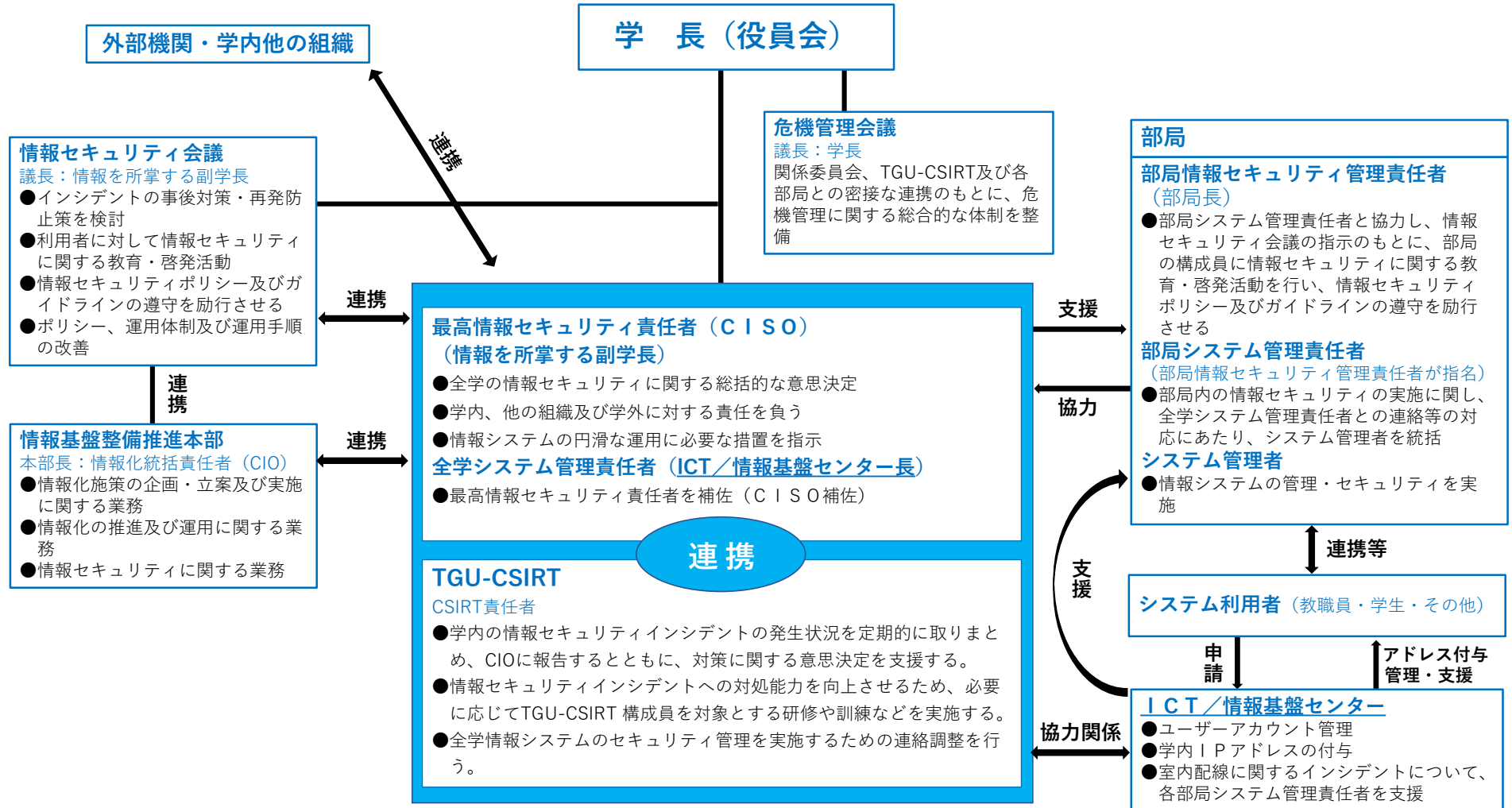


国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

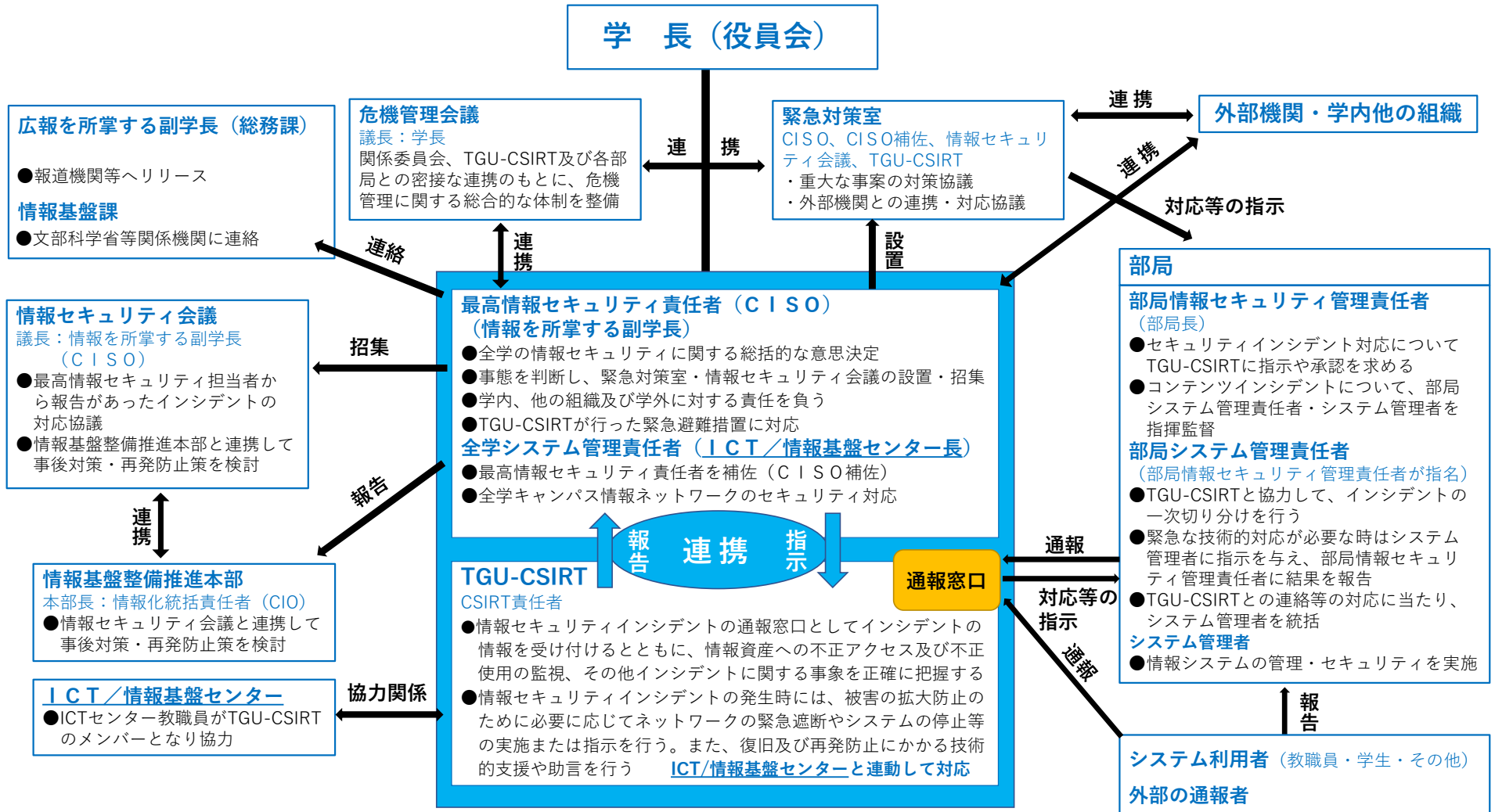
改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>別紙1 〔別紙B参照〕</p> <p>別紙2 〔別紙D参照〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この手順書は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>別紙1 〔別紙A参照〕</p> <p>別紙2 〔別紙C参照〕</p>

# 東京学芸大学情報セキュリティ対応体制





# 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制 (緊急時)





# 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制 (緊急時)

